

カント純粹理性批判の解釈（上）

— 真理の論理学 —

Die Interpretation von Kantischer Kritik der reinen Vernunft, Oberteil

— Die Logik der Wahrheit —

森 哲 彦

von Tetsuhiko Mori

Studies in Humanities and Cultures

No. 24

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 24号
2015年7月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN

JULY 2015

カント純粋理性批判の解釈（上）

－真理の論理学－

Die Interpretation von Kantischer Kritik der reinen Vernunft, Oberteil

－ Die Logik der Wahrheit －

森 哲彦¹

von Tetsuhiko Mori

「我々は自分自身については語らない。しかしここで論じられる事柄については、人びとがこれを単なる意見としてではなく、一つの重要な仕事と理解し、また我々の意図するところは、一学派の創設や任意な学説の確立を意図しているのではなく、実に人類の福祉と尊厳の建設を意図していることを信じて頂きたい」（Kant, I.: BII, Baco de Verulamio (Bacon, F), *Instauratio magna* (1605), Praefatio）。

「我々の全ての認識は、全ての感性の可能的経験にある。そして全てのこの可能的経験全体と関係する所に、超越論的真理がある」（Kant, I.: B185）。

要旨 カント『純粋理性批判』は、カント哲学の「自然の形而上学と道德の形而上学」（A850, B878. X145）のうちの自然の形而上学に該当する。『純粋理性批判』は、「方法の書であって、体系の学ではない」（BXXII）ので、その編章節の構成には、分量において偏りが見られるが、その全体は、I 超越論的原理論とII 超越論的方法論に区分される。I 超越論的原理論には、超越論的感性論と超越論的論理学が含まれ、その越論的論理学は、超越論的分析論と超越論的弁証論に再分される。本稿(上)が対象とするのは、I 超越論的原理論に含まれる前者の超越論的分析論を含む真理の論理学までである。そこでまずI 超越論的原理論のうちの超越論的感性論では、空間と時間は、ア・プリオリな感性的直観の形式であるとし、認識の対象は、現象のみであって、物自体ではないとすること。次に超越論的分析論のうちの概念的分析論では、「判断における悟性の論理的機能」（B95）から、判断表を作成し、「直観一般の対応に関わる」（B105）純粋悟性概念をカテゴリーとし、判断表からカテゴリー表を提示すること。さらに概念的分析論のうちの超越論的演繹では、カテゴリーの現象への適用可能性の基礎づけとその客観的妥当性を導出すること。そして超越論的分析論のうちの原則的分析論の一部の図式論では、カテゴリーの現象への適用に際し、根本的に異質な現象とカテゴリーを媒介する第三者としての図式概念を導入すること。それ自体は、超越論的時間規定によって可能となること。さらに原則的分析論のうちの純粋悟性の原則論では、カテゴリー一表に従って直観の公理、知覚の先取、経験の類推、および経験的思惟の要請に分類されること。そして純粋理性批判の課題は、「ア・プリオリな総合的判断」（B19）の可能性を問うことであり、その実例が、純粋悟性の原則表であること。以上について、本稿は、読解、解釈する。

¹ 名古屋市立大学名誉教授、博士（文学・経営学）

キーワード：感性(Sinnlichkeit)、悟性(Verstand)、理性(Vernunft)、
真理の論理学(Logik der Wahrheit)、超越論的感性論(transzendente Ästhetik)、
概念の分析論(Aanalytik der Begriffe)、原則の分析論(Aanalytik der Grundsätze)

目次

- I 序
- II 純粋理性批判の課題
- III 超越論的哲学の構想
- IV 超越論的感性論の課題
- V 超越論的論理学の特性
- VI 概念の分析論、カテゴリーの形而上学的演繹
- VII 概念の分析論、カテゴリーの超越論的演繹
- VIII 原則の分析論、判断力の超越論的教理
- IX 純粋悟性の原則論（以上本号）
- X 超越論的弁証論（以下次号）

I 序

前批判期でのカント哲学は、従来のあらゆる形而上学的認識を含めて、全ての認識の理性能力を批判するものである。この前批判期の成果に基づくカント批判哲学(kritische Philosophie)の体系は、「自然の形而上学と道徳の形而上学」(A850, B878. X145)により成立する。そのうち、自然の形而上学の著作『純粋理性批判』1781、1787年¹⁾は、カント批判哲学上、金字塔であることは元より、西洋哲学史上においても最重要な著作の一つ、とされている。それは、カントの認識論がイギリス経験論と大陸合理論の流れを綜合、止揚する研究であるからである。しかもこのことは、この研究が『純粋理性批判』第二版のエピグラフに掲げられている経験論者ベーコン(Bacon, F.)の言葉「人類の福祉と尊厳の建設」²⁾を意図していることから推察される。

さて自然の形而上学で論述される神概念を歴史的に理解する問題史的解釈を、既稿『カント批判期の神問題』³⁾で、試みている。本稿では、そのうち『純粋理性批判』における神概念の問題史的試みを包括し、カント批判哲学の相互関連付けを照らし出す精神史的解釈を『純粋理性批判』について試みるものである。『純粋理性批判』における神概念は、「純粋理性の理想」(A567, B595)としての神の存在証明で論証されるが、その神概念は、「可能的経験(mögliche Erfahrung)の限界を超越」(BXIX)しようとする領域である。この超越領域を論じるカントの形而上学が、超越論的弁証論である。この弁証論は、悟性の理論的認識の限界を自覚させ、道徳を

自覚する実践的形而上学への道を開くものである。

さてカントは、新しい形而上学を構築するにあたり、I 超越論的原理論のうちの超越論的論理学 (transzendente Logik) を、第一部門の超越論的分析論 (transzendente Analytik) と、第二部門の超越論的弁証論 (transzendente Dialektik) に区分する (ibid.)。このうちの超越論的分析論は「対象あるいは経験が、〔対象を規定するに用いる〕概念に従って規定されるというように想定すれば、私が問題をもっと楽に解決する方法」(BXVII) を論じる部門で、「真理の論理学 (Logik der Wahrheit)」(A62, B87. A131, B170) とされ、超越論的弁証論は、純粋悟性概念を空転させ、「可能的経験の限界を超越する」(BXIX) 部門で、「仮象の論理学 (Logik des Scheins)」(A131, B170) とされている。それゆえ純粋理性批判の体系を照らし出す精神的解釈は、まずは「真理の論理学」である超越論的分析論に基づき、次いで「仮象の論理学」としての超越論的弁証論に向うものとなる。しかもこの精神的解釈には、第一部門の超越論的分析論に先立ち、まずカントの純粋理性批判の課題、超越論的哲学の構想、および超越論的感性論の解明が前提となる。本稿は、その上編として、純粋理性批判の第一部門「真理の論理学」領域を読解、解釈する。

II 純粋理性批判の課題

1 カントによれば、純粋理性批判は、「予備学」(A11, B25) としての「方法に関する論述の書」であって、純粋理性の学の体系そのものではなく、〔…〕この学の概略図を描こうとする」(BXXII) ものである。そして「純粋理性批判の本旨」は、「幾何学者や自然科学者の範に倣って、従来の形而上学的方法を全面的に変革しようとする試み」(ibid.) である。このことからカントの純粋理性批判の課題は、数学および自然科学の認識の現実性の保証と、その保証による新しい形而上学の可能性の根拠づけ、と見ることができよう。

では「従来の形而上学的方法の変革」(ibid.) とは、従来の形而上学の何を否定し、革新しようとするのか。ところでカントによれば、新しい形而上学としての「純粋理性批判は、形而上学 (Metaphysik) 一般の可能性、もしくは不可能性の決定、そしてこの形而上学の源泉と範囲、および限界ということにもなるが、しかしこれらのことは、全てが原理に基づいて規定」(AXII) される。そのうち、ここにいう「形而上学一般の不可能性の決定」(ibid.) とは、何を意味するのか。そもそも人間の理性が、超経験的な世界をも知ることが出来るとした「形而上学は、かつて諸学の女王と呼ばれていた時代があった」(AVIII)。そのことは「形而上学が、その対象が著しく重要なところから」(ibid.)、「形而上学といえは、全ての学よりも古く、例え他の諸学が全てを絶滅するような野蛮な状態という奈落の底に陥るようなことがあっても、これだけは生き残るであろうと思われるほどの学である」(BXIV) からである。その類は、アリストテレス

(Aristotelēs)、デカルト (Descartes, R.)、およびヴォルフ (Wolf, Chr.) 等の伝統的形而上学である。そしてこの伝統的「形而上学は、これまでのところでは運命 (Schicksal) に恵まれなかったので、学としての確実な道 (sicher Gang) を歩むことはできなかった」(ibid.)。ではその「形而上学一般の不可能性の決定」の理由はどこにあるのか。その理由は、「伝統的形而上学が、経験 (Erfahrung) の教えるところのものを全く無視し、単に概念 (Begriff) だけによって (...) 成立する認識であり、他から全く孤立に思弁する理性認識」(ibid.) だったからである。しかもその思弁的理性認識は、「理性が我々の知識欲の求めて止まない、最も重要な事柄の一つにおいて我々を見捨てる」(BXV) 独断論の見解である。故にカントが反駁し、否定するこの「独断論 (Dogmatismus) は、原理に従う概念的 (哲学的) な純粹認識 [...] だけをもって、成功を収めようとする不遜な主張である。[...] 従って、独断論は、理性自身の能力を前もって批判することなく、純粹理性によって行われる独断的手続き」(BXXXV) である。この「純粹認識を独断的に処理する理性」(ibid.) の持つ、「欠陥は、ヴォルフ自身の所為であるよりはむしろ、当時の独断論的な考え方に帰されるべき」(BXXXVII) ものである。従って、ここでの純粹理性批判は「理性が、すべての経験に関わりなく、到達しようとする全ての認識に関して、理性能力一般を批判する」(AXII) ことを課題としている。

2 さてこの「理性能力一般を批判する」(ibid.) という行為は、理性の活動の規則、範囲、および限界を、理性それ自体に求められなければならないという批判的行為である。そしてその批判的行為によって「理性 (Vernunft) の営みに属するところの認識の処理 (Bearbeitung) が、学としての確実な道を [...] 発見するというだけでも、既に理性に対する功績 (BVII) なのである。そこで「学としての確実な道を歩んできた」(ibid.) 認識として、「論理学」、「数学」、および「物理学」が挙げられる。そしてカントは、論理学を始めとする諸学が如何なる「学としての確実な道を歩んできた」(ibid.) か、という理由を探求し、その理由に基づき、同じ方法を形而上学に模倣することによって、学としての確実な新しい形而上学の構築を課題とするのである。

まず第一に「論理学 (Logik) が、かかる確実な道をずっと古い時代から歩んできたことは、アリストテレス以来」(BVIII) 明白である。なぜなら本来「論理学の限界は、極めて厳密に規定されている」(ibid.) からである。従って「論理学は、認識の全ての対象と対象の差別を度外視する権限を有している」(BIX) ので、悟性 (Verstand) と悟性の形式のみを問題としている。しかし認識が「理性となると、理性自身のみでなく、その対象をも究明しなければならない」(ibid.) し、新たに知識を獲得するとなると、この認識は、本来の意味で、「客観的に学と呼ばれて然るべき学に求められなければならない」(ibid.)。ところで理性を含んでいるところのかかる学の認識は、それぞれの対象をア・プリオリに規定されていなければならない。従って、次に

数学と自然科学（物理学）が、理性の理論的認識を有していることを問題とする。

そもそも「数学は、人間理性の歴史が及ぶ最古の時代から、ギリシア人という驚嘆すべき民族の下で、一つの学としての確実な道を歩んできた」（BX）。しかし数学が「一個の堅実な学となったのは、一つの革新を経たお蔭である」（BXI）。ここでいう一つの革新とは「二等辺三角形を最初に論証した」（BXII）一人の人間、タレス（Thales von Miletus）の心に一条の光が閃いた幸運な着想によるものである⁴⁾。その着想とは「タレスが、何かを確実にア・プリオリ（a priori）に知ろうとするなら、彼は自分の概念に従って、対象の中へ入れたものから必然的に生じる以外のものを、この対象に付け加えてはならない」（ibid.）という思考方法⁵⁾である。

次に経験的な自然科学における発見も「考察方法の急速な革新による」（ibid.）ものである。例えば、ガリレイ（Galilei, G.）、トリチェリ（Torricelle, E.）、およびシュタール（Stahl, G. E.）の「実験的方法」（BXIII, Anm.）により、自然科学者達の心に一条の光が閃いた、その確実性とは「理性は自分の計画に従って、自らに産出するところのものしか認識しない」（BXIII）というものである。その認識から、理性認識が求め、かつ必要としているのは、「必然的法則」に他ならないという合理的方法への移行である。このようにして「自然科学は、考察方法のこのような革新によって、初めて一つの学としての確実な道を歩むことになった」（BXIV）のである。

3 さて従来の伝統的形而上学は「経験の教えるところのものを、[...] 実に概念だけによって全て無視し、他から全く孤立した思弁的理性認識」（ibid.）である。そうすると「形而上学について、学としての確実な道を [...] 発見するのは、不可能ではあるまいか」（BXV）とカントは、問いを立てる。そこでカントは、数学と自然科学の思考方法の変革に存する本質的な点を考慮し、「形而上学も数学や自然科学と同じく、理性認識であるという事情にかんがみて、この両学と形而上学との類比（Analogie）が許される限り、形而上学において、少なくとも試みに、数学と自然科学〔の変革〕を模倣してみてもどうか」（BXVI）とする⁶⁾。そこで数学と自然科学の思考方法の変革に存する本質的な点で、「これまでに我々は、我々の認識（Erkenntnis）は、全て対象（Gegenstand）に従って規定されなければならないと考えていた」（ibid.）ことを変革するため、逆に「今度は、対象が我々の認識に従って規定されなければならないというふうに想定したなら、形而上学の様々な課題がもっと上手に解決されないかどうかを、一つ試してみたらどうだろうか」（ibid.）と提起する。この逆転の発想が、カントのいう「コペルニクス（Copernicus, N.）」（ibid.）的転回〔仮説〕である。すなわち形而上学では、ア・プリオリな認識、つまり対象が我々に与えられる前に、対象について何事かを決定するような認識の可能性が要求されている」（ibid.）という仮説である。換言すれば、経験的なコペルニクス天体論での発見のように、観念論としての形而上学においても「対象が、我々の直観能力（Anschauungsvermögen）の性質に従って規定される」（BXVII）という可能性が考えられるなら、我々にもその方法はよく解る、

のである。しかし形而上学において、かかる「直観 (Anschauung) が、認識になるとするなら」(ibid.)、直観は、対象に直接的に関係する表象を意味するので、「対象をそのような表象によって規定させなければならない」(ibid.) ものとなる。その際、対象規定を成就するのに、概念が対象に従うのではなく、あくまでも対象あるいは経験が概念に従って規定されるもの、と想定するのである。そうすると「経験そのものが、認識する一つの仕方であり、この認識する仕方 (Erkenntnisart) は、悟性を要求する」(ibid.) ものとなるのである。

そこでこの悟性概念について見ると「悟性の規則は、対象がまだ私に与えられる前に、私が自分自身のうちに、これをア・プリオリに前提していなければならない。そして悟性の規則は、ア・プリオリな悟性概念によって表現されるものであるから、経験のすべての対象は、必然的にかかる悟性概念に従って規定せられ、またこれらの概念と一致せねばならない」(BXVII-XVIII) というものである。しかし対象の中には、感性や悟性とは別に、「理性だけによって必然的に考えられる」(BXVIII) 対象があるので、そのような対象については、「我々が諸事物を、ア・プリオリに認識するのは、我々がこれらの諸事物の中へ、自分が入れるところのものだけであるという変革的方法」(ibid.) が考えられねばならない。それは「同じ対象が、一方では経験に対しては、感性 (Sinnlichkeit) や悟性の対象として、また他方で経験の限界を超出しようとする孤立した理性に対しては、単に考えられるだけの対象とし、要するに、二つの異なった側面から考察されるように仕組む」(BXVIII-XIX, Anm.) 方法である。このような試みにより、一方で「形而上学は、これ〔超越論的原理論〕の第一部門〔超越論的分析論〕で、ア・プリオリな概念を論究するが、これらの概念に対応し、かつ適合する対象は、経験に与えられている」(BXIX) ののである。同時に「我々は、かかるア・プリオリな認識能力によっては、可能的経験の限界をどうしても超越できない、にもかかわらず、この可能的経験の限界を超越することこそ、正に形而上学の最も本質的な関心事」(ibid.) なのである。これが今一方の超越論的論理学の「第二部門〔超越論的弁証論〕の主旨」(ibid.) である。

4 以上に見られるように、対象をこのような二つの側面から考察しようとする試み、つまり「形而上学の従来の方法を変革しようとする試みこそ、[...] この思弁的純粹理性批判の本旨」(BXXII) なのである。換言すれば、革新的方法として「我々の批判は、客観 (Objekt) を二通りの意味に解することを教える。すなわち第一には、現象としての客観であり、第二には、物自体 (Ding an sich) としての客観」(BXXVII) である。つまり第一に「我々が認識しようするのは、物自体の対象ではなく、感性的直観としての客観、換言すれば、現象としての客観だけである」(BXXVI)。第二に「我々は、この同じ諸対象を、物自体として考えることができなければならないという考えは、依然として留保されている」(ibid.) ののである。もし留保されていないとすれば、「現象〔としての対象〕は、その場合、現象する或るもの無しで、存在するという不合理

な命題が、そのことから生じるであろう」（BXXVI-XXVII）からである。このようにカントは、客観を現象と物自体に区分することから、現象が因果性（Kausalität）の原則に支配され、物自体は因果性の原則に支配されないとすれば、その「同じ意志（Wille）は、なるほど現象（見える行為）においては、自然法則に必然的に従うものとして、その限りで自由でない」（BXXVII-XXVIII）と考えられる。しかし同じ意志は、他方で「物自体に属するものとして、自然法則に従うものでないから、従ってまた自由である」（BXXVIII）と考えられ、そこには、矛盾は生じないのである。

しかしこの論理に従わず、思弁的理性において、不遜といわれる越権を取り払って、物自体に至らない限り、神（Gott）〔の現存在〕、自由（Freiheit）、および〔魂の〕不死（Unsterblichkeit）を、そして必然的な実践的理性使用も想定しえないのである。この物自体が、道徳や信仰の世界である。故にカントは「信仰（Glaube）を獲得する場所をえるために、知識〔の世界〕を放棄しなければならなかった」（BXXX）とする。こうした枠組みに従わず、「純粋理性の実践的〔道徳的〕拡張を不可能であると公言する」（ibid.）形而上学の独断論に対して、そして「道徳（Sittlichkeit）と宗教（Religion）に敵対する非難の全てに対して」（BXXXI）、我々には相手の無知を明白に証明する「ソクラテス的な仕方〔問答法〕」（ibid.）での批判が必要となる。そしてまた世界には、このような形而上学と共に「純粋理性の弁証論も見出される」（ibid.）のである。故にカントによれば「哲学の第一の最重要な用務は、〔…〕哲学から全ての有害な影響をきっぱりと除き去る」（ibid.）ことを課題とすることである。そして従来の「諸学の領域には、このような重要な変革がもたらされるにもかかわらず、そして思弁的理性が、これまで自分のものと思い込んでいた所有物が、損失を蒙らざるをえないにもかかわらず」（ibid.）、実際のところ、この損失を蒙っているのは「諸学派の主張する独占権であって、決して人類（Mensch）の関心ではない」（BXXXII）。それゆえ純粋理性批判の課題は、「唯物論、宿命論、自由思想の無信仰、狂信、および迷信〔…〕また観念論、懐疑論」（BXXXIV）などすべてを根絶することである。特に純粋理性批判の課題として論駁するのは、「原理に従う概念からの（哲学的）純粋認識」（BXXXV）に依存する、既述の独断論である。

III 超越論的哲学の構想

1 カントが構想するのは、純粋理性それ自体を問題とする「超越論的哲学（transzendente Philosophie）」（A13, B27）である。ではここにいる超越論的とは、具体的に何を意味するのか。カントによれば「超越論的（transzendental）と呼ぶのは、対象一般に関する認識ではなくて、むしろ我々が対象一般を認識する仕方（方法）—その認識する仕方がア・プリオリに可能である限り—に関する全ての認識」（A12-13, B25）である。ではここに「ア・プリオリな認識」とは何を

意味するのか。そもそも「我々の認識は、全て経験を持って始まる」(B1)にしても、「経験に関わりのない認識」(B2)は、「ア・プリオリな認識と呼ばれて、経験的認識から区別されている。経験的認識の源泉は、ア・ポステリオリ (a posteriori)」(ibid.)である。故にア・プリオリな認識は「全ての経験に絶対に関わりなく成立する認識」(B3)を意味し、その認識を純粹認識 (reine Erkenntnis) というのである。しかし例えば、「各々の変化 (Veränderung) は、全ての変化の原因を持つ」(ibid.) という命題は、ア・プリオリな命題だが、純粹〔認識〕ではない。なぜなら「変化は、経験〔認識〕からのみ出される概念だから」(ibid.)である。では純粹で「ア・プリオリな認識を表示する確実な特徴」(B4)は何か。その特徴とは、ア・プリオリな認識に「必然性 (Notwendigkeit) と厳密な普遍性 (Allgemeinheit)」(ibid.)があり、しかもその「両者が、分離しがたく結びついている」(ibid.)場合である。カントはその一例を、数学や悟性使用での「全ての変化は、一つの原因をもたなければならない」(B5)という命題に求めることができる、とする。

しかしその際、ア・プリオリな認識に、重大な問題が発生する。というのは「或る種の〔ア・プリオリな〕認識は、全ての可能的経験を捨て、単なる概念によって、〔…〕我々の判断の範囲を〔…〕拡張するように見える」(A2-3, B6)からということである。その際、その拡張に歯止めをかけるために、超越論的「哲学は、全てのア・プリオリな認識の可能、原理、および範囲を規定するような学を必要」(B6)とするのである。カントは、かかる課題を解明するために、認識区分について論述する。

2 その認識基準の区分は、分析的判断 (analytische Urteile) と総合的判断 (synthetische Urteile) である。まずカントは、全ての判断において「主語 (Subjekt) と述語 (Prädikat) との関係は、〔…〕二通りの仕方可能である」(A6, B10)とする。第一の分析的判断は「述語Bが主語Aの概念のうちに〔隠れた仕方〕含まれている或るものとして主語Aに属し」(ibid.)、判断において「述語と主語の結び付きが、同一性 (Identität) の原理によって考えられる」(A7, B10)に過ぎない「解明的判断 (Erläuterungsurteil)」(A7, B11)である。これに対し、第二の総合的判断は「述語Bは、主語Aと結び付いてはいるが、全くAの概念の外にあり」(A7, B10)、判断において述語と主語の「結び付きが同一性の原理によって考えられない」(ibid.)ものが、「拡張的判断 (Erweiterungsurteil)」(A7, B11)である。そこで前者の分析的判断の例として「物体 (Körper) は全て延長を持つ」(ibid.)という命題が挙げられる。この分析的判断は、経験的判断を含まない。これに対し、後者の総合的判断の例として「物体は、全て重さを持つ」(ibid.)という命題が挙げられる。なぜなら主語「物体」に、その外にある「重さを持つ」という「述語を付け加えることによって、一つの総合的判断が成立する」(ibid.)からである。しかしこの総合的判断は、その判断の本性上、経験的判断である。なぜなら「物体一般の概念は、経

験の一部分によって、完全な経験の特徴づけており」（A8, B12）、換言すれば、物体の「主語概念は、経験の一部分であることによって、経験の対象をなす」（*ibid.*）からである。従って、このような単なる総合的判断は、経験に関わりを持つので、確実性、必然性、普遍性を有しない。ところが第三の「ア・プリオリな総合的判断」（*ibid.*）は、経験に関わらない。例えば「生起するものは、全てその原因を持つ」（A9, B13）という命題を成立せしめる原則は、経験的概念ではなく、「ア・プリオリな純粋概念だけによって、原因の表象〔重さ〕を、生起するものの表象〔物体〕に付け加える」（*ibid.*）からである。故にこのア・プリオリな純粋認識は、ア・プリオリな総合的判断に基づいているものとなる。次にカントは、かつて理性認識として、数学、自然科学および形而上学の場合を取り上げていたが、ここでは、それに倣い「理性に基づく全ての理論的学には、ア・プリオリな総合的判断が、原理として含まれている」（B14）として、純粋数学、自然科学、および形而上学の場合を取り上げる。

さてカントによれば、1. 「数学的判断は、全て総合的判断である」（*ibid.*）という命題は、「常にア・プリオリな判断である」（*ibid.*）とする。しかし純粋数学の場合、例えば「七に五を加えると十二になる（ $7+5=12$ ）」（B15）という命題〔の場合〕は「分析的命題」（*ibid.*）と考えられるかも知れない。確かに「七に五が加えられなければならない、ということ〔主語〕は、なるほどこの両者の和、すなわち（ $7+5$ ）の概念において考えられている〔分析的判断〕が、しかしその和が十二に等しいこと〔述語〕は、この概念には考えられていない」（B16）。故にいくら分析したところで「この和の概念には、十二という数字を見出しえない」（*ibid.*）のである。しかし七と五の概念の外に出ると、ここに十二という数字の生じることが判るのである。この判断は、常に総合的命題である。同じく純粋幾何学の原則の事例として「直線は、二点間で最短である」（*ibid.*）という命題は、分析的命題ではなく、総合的命題である。なぜなら、この総合的命題は、直線という概念〔主語〕に、「最短という概念〔述語〕が全く別に付け加わったものであり、〔…〕総合は、直観により可能」（*ibid.*）だからである。2. 次に「自然科学（物理学）は、ア・プリオリな総合的判断を原理として自分のうちに含んでいる」（B17）という命題について、例えば具体的には「物体界の全ての変化において、物質の量は常に不変である」（*ibid.*）という命題では、物質が変化するという事態は「物質という概念〔主語〕において考えられていなかった何か或るもの〔述語〕を、ア・プリオリに物質概念に付け加える」（B18）ことが在らねばならない。故にこの総合的命題は、総合的判断であり、この総合的判断は、直観によってのみ可能である。3. 更に「理性に基づく全ての理論的学」（B14）の一つである、形而上学にも「当然、ア・プリオリな総合的認識が含まれていなければならない」（B18）という命題がある。例えば「世界とは、最初の始まりがなければならない」（*ibid.*）という命題を持つ形而上学には「この世界という概念に含まれていなかった何か或るものを別に付け加えるような原則を用いねばならない」（*ibid.*）ことにより、ア・プリオリな総合的命題が成立する。

3 このようにして「ア・プリオリな総合的判断は、どうして可能であるか (Wie sind synthetische Urteile a priori möglich?)」(B19) という純粋理性の本来の課題を解決すれば、純粋数学や純粋自然科学は、現実中存在することによって可能となる。ところが「形而上学に関しては、この学の従来の発展が、はかばかしくなかったので、[...] 現実中存在しているとはいいたい」(B20-21) ののである。しかし「形而上学は、学としてでは、無くとも、人間の自然的素質 (metaphysica naturalis) としては、現実中存在する」(B21) ののである。というのも人間理性は、人間の自然的素質として「絶えず進行する」(ibid.) からである。故に形而上学は「常に現実中存在していたし、これからも存在し続けるであろう」(ibid.)。そこで次に「人間理性の自然的素質としての形而上学〔自然の形而上学〕は、どうして可能であるか」(B22) という疑問が生じる。そしてこの形而上学の課題は、純粋理性には、「明確に規定された確実な制限を設ける」(ibid.) 確定がなされなければならない。つまりこの制限確定によって「学としての形而上学は可能となる」(ibid.) ののである。結局「理性批判は、必然的に学に至る。これに対し、批判〔制限〕無しに、理性の独断的使用は、[...] 必然的に懐疑論 (Skeptizismus) に至る」(B22-23) ののである。それゆえ「形而上学を独断論的に成立させようとするところの従来より行われた全ての試みは、元々無かったものと見なしうる」(B23) ののである。

以上のことから「純粋理性批判という名を持つ或る特殊な学の構想 (Idee) が生じる」(A11, B24)。しかもカントは「純粋理性とその源泉、および限界との批判を旨とするような学を、純粋理性の体系のための予備学 (Propädeutik)」(A11, B25) とする。このような超越論的批判は「恐らくオルガノン機関 (Organon 認識の道具) のための準備」(A12, B26) という純粋理性の基準に従って「いつかは純粋理性の哲学の完全な体系が、[...] 分析的にも総合的にも示されうるであろう」(ibid.)。つまり純粋理性批判は「超越論的哲学 (Transzendental-Philosophie) の完全な構想であるが、しかしまだ超越論的哲学そのものではない」(A14, B28) ののである。しかしカントによれば「対象を認識する仕方が、ア・プリオリに可能である限りにおいて、[...] このような概念の体系は、超越論的哲学と呼ばれる」(A12, B25) ののである。ここに超越論的と名付けられた概念は、「対象に関する認識ではなく、むしろ対象についての我々の認識する仕方 [...] に関する全ての認識」(A11-12, B25) を意味する。更にこの「超越論的哲学が、ある種の学の構想である」(A13, B27) とされるのは、「純粋実践理性 (reine praktische Vernunft)」(V30) の概念、つまり「道徳の最高原則と基本概念は、ア・プリオリな認識ではあるが、超越論的哲学に属さない」(A15, B28) ので「超越論的哲学は、全く思弁的な純粋理性の哲学」(A15, B29) の構想のみを意味しているのである。

さてここで人間の認識として必要と思われる二つの根幹がある。それは「感性と悟性」(ibid.) である。その際、二つの根幹のうち、まず「感性によって、我々に対象が与えられ、[次に] 悟性によって、その対象が思惟される」(ibid.) という関係が、存する。なぜなら「認

識の対象が、人間に与えられるための制約は、その対象が思惟されるための制約に先行する」（A16, B30）からである。ここに超越論的感性論が成立するのである。そこからカントは、超越論的感性論において、「超越論的哲学の一般的課題、ア・プリオリな総合的命題はどうして可能であるか、を解決するための要件の一つ、すなわちア・プリオリな純粋直観であるところの空間と時間を開示する」（B73）のである。

IV 超越論的感性論の課題

1 カントは、超越論的哲学の説明で、既述のように、超越論的とは、我々が対象一般を認識する仕方（Begriffen）に関する全ての認識である（Vgl. A12-13, B25）としている。では認識する仕方とは何か。それは「認識が、どのような仕方でも、またどのような手段によって対象に関係するにもせよ、認識が直接に対象と関係するための方法〔感性〕、またすべての思惟が手段として求めるところの方法〔悟性〕は、直観である」（A19, B33）というものである。では直観は、いかにして可能か。「直観は、対象が我々に与えられる限りにおいてのみ、生じるものである」（ibid.）。そのことは、認識による対象への関係が直観であることを意味している。従って、対象が我々に与えられるということは、我々にとっては「対象が或る仕方でも、心意識（Gemüt）を触発する（affizieren）ことによつてのみ可能である」（ibid.）ということになる。そこで「我々が、対象から触発される仕方によって、表象を受け取る能力（受容性 *Rzeptivität*）を感性」（ibid.）という。つまり対象が与えられるということのうちに、感性のア・プリオリな形式が入っているのである。ここから対象は、感性を介して我々に与えられ、「感性のみが、我々に直観を与える」（ibid.）ものとなる。他方で、対象は悟性によって思惟され、悟性から概念が生じる（Vgl. ibid.）のである。従って、思惟は、その本性上、直観に関係し、感性にも関係する（Vgl. ibid.）。故に「直観と概念が、我々の全ての認識の要素をなしている」（A50, B74）のである。

カントによれば、直観とは、このように認識による対象への関係を意味しているが、その対象への関係において、「我々が対象から触発される限り、対象が表象能力に与える作用によって生じた結果が、感覚（*Empfindung*）」（A20, B34）である。従って、直観には、感覚が帰属しているのである。そこで認識の出発点が、感覚であるので、経験的なものである「感覚を介して対象が関係するような直観を経験的直観（*empirische Anschauung*）」（ibid.）とする。そして「経験的直観の無規定的対象（*unbestimmter Gegenstand*）が現象（*Erscheinung*）」（ibid.）とされる。つまりカントによれば、現象は、現に在る対象に対する一つの表象（*Vorstellung*）なのであり、従って「現象は、我々に直接与えられうる唯一の対象」（A108-109）なのである。

カントによれば、この「現象において感覚と対応するところの」（A20, B34）多様な所与を「現象の質料（*Materie der Erscheinung*）」（ibid.）と名付ける。そして質料とは、多様な所与の実在性

を意味している。これに対し、現象の多様な内容を「整理するところのものは、現象の形式 (Form der Erscheinung)」(ibid.) と呼ばれ、その形式には、感覚は含まれない。そしてこの質料のうちには、感覚から離れた直観の形式が、必然的に含まれている。つまり現象の質料は、ア・ポステリオリに与えられるが、現象の形式は、ア・プリオリに具わっていなければならないのである。しかもこの現象の形式は、感性のア・プリオリな形式、純粹形式に他ならない。この「感性のかかる純粹形式は、純粹直観と呼ばれ」(A20, B34-35)、ア・プリオリなものである。次いでカントは、ア・プリオリな感性の原理を問う超越論的感性論 (transzendente Ästhetik) において、現象の単なる形式のみを残すようにする。そこには感性の純粹形式、純粹直観として、ア・プリオリな認識の原理としての空間 (Raum) と時間 (Zeit) が挙げられる (Vgl. A22, B36)。つまり超越論的感性論の主題は、純粹直観としての空間と時間なのである。そこで究明は、二つの課題を持つ。それは空間と時間について、第一に、これら二つの観念が、ア・プリオリに与えられたものとして証明する形而上学的究明 (metaphysische Erörterung) (Vgl. A23, B38) と、第二に、これらの観念が、ア・プリオリな純粹直観によってア・プリオリな総合的認識が可能であることを証明する超越論的究明 (transzendente Erörterung) (Vgl. A25, B40) である。これら二つの究明は、相互に補う形で設定されている。

2 まず空間と時間の形而上学的究明とは何か。既述のように、空間と時間は、現象の形式である。そのうち、空間は「外的感官 (äußerer Sinn)」(A22, B37) の形式であり、対象を我々の外に在るものとして表示する。また時間は「内的感官 (inner Sinn)」(ibid.) の形式であり、自分の内的状態を直観する特性を持つ。というのも「時間が外的に直観されないのは、空間が我々のうちに在るような或るものとして〔内的に〕直観されないのと同様である」(ibid.) からである。またカントのいう空間と時間は、ニュートン (Newton, S. I.) のいう実体的なものとしての「絶対的な、真の、数学的時間 (tempus)」⁷⁾ や「不動、不変の絶対的空間 (spatium)」⁸⁾ ではない。同じくカントのいうそれらは、またライプニッツ (Leibniz, G. W.) のいう「実存在するもの・可能的なものの相互連関・〔共存〕秩序」⁹⁾ としての空間 (espace) や「恒常的で規則的継起〔秩序〕」¹⁰⁾ としての時間 (temps) でもなく、認識の直観形式、純粹形式を意味している。そこでカントによれば、空間と時間の形而上学的究明は、四つの段階で、空間と時間が、ア・プリオリであることの1. 否定的究明、2. 肯定的究明、および直観であることの3. 否定的究明、4. 肯定的究明として開示される。

第一のア・プリオリであることの否定的究明では「空間は、多くの外的経験から導出された、如何なる経験的概念でもなく」(A23, B38)、また「時間は、何らかの経験から導出された、如何なる経験的概念でもない」(A30, B46) とされる。このことは、空間と時間が、外的現象の「根底に (zum Grunde)」存しなければならないことを示している。第二のア・プリオリであること

の肯定的究明では「空間は、全ての外的直観の根底に存するア・プリオリな必然的表象（notwendige Vorstellung）であり」（A24, B38）、また「時間は、全ての〔外的、内的〕直観の根底に存する必然的表象である」（A31, B46）。なぜなら空間と時間は、現象が可能であるための制約そのものであるからである。第三の直観であることの否定的究明では「空間は、討議的概念（diskursiver Begriff）や一般的概念ではなく、純粹直観であり」（A24-25, B39）、また「時間は、討議的概念や一般的概念ではなく〔…〕、感性直観の純粹形式である」（A31, B47）。ここでの空間や時間が、概念でないのは、一つの場合は、外延的に見ると様々な対象に適用されねばならないからである。従って、概念でない空間は空間自体に、時間は時間自体にしか適用されないのである。さらに第四の直観であることの肯定的究明では「空間は、与えられた無限の大きさ（unendliche Größe）として表象され」（A25, B39）、また「時間は、無限である」（A32, B47）とされる。そして空間と時間が「ア・プリオリな直観であり、概念ではない」（A25, B40）のは、概念が、無限の大きさの可能な表象に共通する性格の表象に過ぎないからである。以上の形而上学的究明において、空間と時間、双方のア・プリオリな純粹直観が論証されたのである。

3 次に空間と時間の超越論的究明とは何か。超越論的究明が論証すべきことは、形而上学的究明が論証した純粹直観としての空間と時間が、さらにア・プリオリな総合的判断を可能にする、ということである。そしてカントは、ア・プリオリな総合的判断によって、学としての形而上学の可能性を求めるのである。

まずは空間である。さてこの超越論的究明において、重要なことは、「数学的判断は、全て総合的判断」（B14）であり、「数学的命題は、常にア・プリオリな判断」（*ibid.*）であること。そして同じく「幾何学（Geometrie）は、空間の特性を総合的に、しかもア・プリオリに規定する学である」（A25, B40）ということである。このようにして「ア・プリオリな総合的認識の幾何学の可能性」（A25, B41）から、空間が、ア・プリオリな総合的判断を可能にし、空間の超越論的究明を可能にするのである。しかも空間は、あくまでも超越論的観念であって、「空間は、物自体の特性を有さず」（A26, B42）、「空間は、単に外的感官の全ての現象の形式、つまり外的直観が可能である感性の主観的な制約に他ならない」（*ibid.*）。カントによれば、それゆえ超越論的究明は、「外的対象として、空間は実在性（Realität、客観的妥当性 objektive Gültigkeit）を主張する」（A27-28, B43-44）が、諸事物を理性自体で、感性を考慮せずに考察する場合は、「空間の超越論的観念性（transzendente Identität）〔主観性〕をも主張する」（A28, B44）のである。しかし「空間は、物自体の特性を有しない」（A26, B42）のは、勿論である。

次は時間の超越論的究明である。まず空間と同じく時間も、純粹直観である。時間がア・プリオリな直観に基づいているのは、幾何学が、空間のア・プリオリな直観に基づいているのと同じである。従って、時間の概念も「ア・プリオリな総合的認識の幾何学の可能性」（A32, B49）に

よるものである。それゆえ時間についての考えは、空間と同じ考え、同じ結果に至る。まず「時間は、それ自体で実在するであろう何か或るものではない」(ibid.)ので、物自体ではない。それゆえ時間は、人間の主観的制約によるものであり、「現象(感性的直観である対象)としての全ての諸事物は、時間のうちに在る」(A35, B52)ので、空間と同じく「時間の経験的実在性(emprische Realität)、客観的妥当性を主張する」(ibid.)のである。そして空間と同じく時間も「絶対的実在性を要求することを全く拒否し」(ibid.)、従って、物自体ではないので、超越論的観念性〔主観性〕を有するのである。次に空間に対する時間の優位がある。まず「時間は、全て〔内的、外的〕の現象一般のア・プリオリな制約である」(A34, B50)。これに対し「空間は、ア・プリオリな制約として、外的現象にのみ限定される」(ibid.)からである。これにより空間に対し、時間の優位が示される。

以上から明らかになったことは、空間や時間の純粹直観によって、到達しうるものは、ただ現象のみであり、決して物自体ではない、ということである。この事態に対して、カントは、空間や「時間に経験的実在性を認めながら、絶対的超越論的実在性を拒むという私〔カント〕の理論に対し、学者の方から一斉に非難を受けた」(A36, B53)とする。これに対し、かかる非難を行う「ライプニッツ・ヴォルフ哲学(Leibniz-Wolfsche Philosophie)は、我々の認識の本性と起源に関する全ての研究に対して、極めて不当な観点を示した」(A44, B61)と反論する。カントによれば、彼らの哲学が、知性によるから判明な認識(deutliche Erkenntnis)であり、感性によるから判明でない(undeutlich)という形式に関することである、とするのは、物自体を認識の根拠にするからである。感性と知性の区別は、論理的なものではなく、超越論的なものであって、認識の起源と内容に関するものである(Vgl. A44, B61-62)。それゆえ「我々は、感性によって物自体の性質を単に判明でない形で認識するというのではなく、物自体というものを全く認識しない」(A44, B62)、つまり不可知というものである。

次に主観として与えられた対象と仮象、および物自体の関係について見ると「外的対象の直観ならびに内的対象としての心意識の自己直観は、空間や時間において対象を表象する」(B69)が、この対象は「単なる仮象ではなく、[...]与えられた現象であって、客観自体〔物自体〕としての対象からは区別される」(ibid.)ものである。

この対象の区別についていえば、それをカントはかつて前批判期の論文『可感界と可想界』1770年¹¹⁾においての、形式原理としての感性と知性との区分に基づいている。つまり「感性とは、主観の受容性であり、自己の表象状態が、或る対象の現前により、[...]可能となる」(II 392)。一方「知性(理性)とは、主観の能力であり、その性質上自己の感覚器官の中に達しえないもの〔神〕を、[...]表象することである。感性の対象は、可感的であり」(ibid.)、知性の対象は、可想的である(Vgl. ibid.)。従って、直観もまた感性的直観と知性的直観に区別される。というのも、人間の直観は、あくまでも感性的直観であって、「知性的直観は、根源的存在者

〔神〕にのみ属する」(B72) ものであるからである。それゆえ「空間や時間と言う直観の形式を、人間の感性だけに限定する必要はない」(ibid.) ののである。

V 超越論的論理学の特性

1 カントは、超越論的感性論において、感性とは、対象から触発される仕方によって表象を受け取る能力（印象に対する受容性）であるとし、悟性から対象が思惟され、概念が生じる（Vgl. A19, B33）、としている。故に悟性とは、「表象によって対象を認識する能力（概念の自発性 Spontaneität）」(A50, B74) を意味している。そこから直観の感性と概念の悟性とが「我々の全ての認識の要素」(ibid.) となり、「この両者が結合してのみ認識が生じうる」(A51, B76) ものとなる。しかし両者についての学は、区別されなければならない。なぜならその区別は「感性の規則一般に関する学は、感性論」に属し、一方「悟性の規則一般に関する学は、論理学」(A52, B76) に属すからである。ところで悟性を対象とする論理学は、さらに二通りの目的により区分される。それは「一般的な悟性使用の〔一般〕論理学としてか、それとも特殊な悟性使用の〔特殊的〕論理学として」(ibid.) である。前者の論理学を指す「一般論理学は、全ての認識内容、換言すれば、認識と対象とのすべての関係を捨象して、認識相互の関係における論理的形式、すなわち思惟一般の形式だけを考察する」(A55, B79) ものである。この一般論理学は、アリストテレスの形式〔名辞〕論理学¹²⁾ を意味し、対象と認識の内容には関係しない。一方、後者の特殊的論理学は「対象にア・プリオリに関係するような概念」(A57, B81) や「認識の起源、範囲、および客観的妥当性を規定する学であり、超越論的論理学」(ibid.) と呼ばれる。

このように論理学は、一般論理学と特殊的（超越論的）論理学に規定、区分される。このうち、何れの論理学が合理的か、が問題となる。カントによれば、それは「真理 (Wahrheit) とは何か」という問題である。この場合、真理とは、認識とその対象との一致 (Übereinstimmung) であるという名称説明 (Namenserklärung=定義) は、まずもって認められる」(A58, B82) ののである。この説は、いわゆる真理一致 (対応) 説 (correspondence theory) である。そこで問われているのは、認識能力ということである。しかしその際、問題なのは「認識の真理を表示する確実な普遍的標徴 (allgemeines Kriterium) は、何であるのか」(ibid.) という問いである。そして「真理が認識との一致にあるなら、その対象はその他の対象から区別されなければならない」(A58, B83) のであり、さもなければ、この認識は偽りとなる。ところでその「真理の普遍的標徴」では、「全ての認識に妥当するものがなければならない」(ibid.)。そうすると「全ての認識内容は全て捨象される」(ibid.) のである。他方で「真理が正に認識の内容に関係するとしたら、かかる認識内容の真理であるとするところの〔普遍的〕標徴は何かと〔ここで〕問うのは、全く不可能、不合理」(A59, B83) である。なぜなら真理の普遍的表徴が、認識の真理に要求される事態

は、自己矛盾となるからである。ここから認識を優先する超越論的論理学は、対象ではなく、認識が先でなければならない。そこから認識能力に標徴を求めることにより、ここに合理的に適う論理学が、成立するのである。

2 ところでアリストテレスが論理学を、分析論と弁証論の二様に区別するように、カントによっても、一般論理学は、分析論と弁証論に区分される。さて一般論理学の分析論は「悟性と理性による認識の形式に関する仕事全体をその要素に分解し、これを我々の認識を吟味する全ての論理的判定の原理として呈示する」(A60, B84) ものである。従って、この分析論は「全ての認識に悟性の形式を与える」(A61, B85) というものである。このように「一般論理学〔の分析論〕は、もともと論理的判定の規準 (Kanon) でしかないにもかかわらず、まるでオルガノン (認識の道具 Organon) でもあるかのように、客観的主張を実際に作り出され、少なくとも客観的主張の幻影のためのオルガノンとして用いられ、実際にも誤用 (mißbrauchen) された」(ibid.) のである。そこから昔の学者達によって「オルガノンと誤想 (vermeinen) された一般論理学は、弁証論 (Dialektik) と呼ばれる」(ibid.)。このように、弁証論は「一般論理学を道具 (Werkzeug オルガノン) として使おうとする不当な要求」(A61, B86) を持つので、常に「仮象の論理学」(A61, B86) と称される。

次にカントは、一般論理学の二つの区分に対応して、超越論的論理学を、超越論的分析論と超越論的弁証論に区分する (Vgl. A62, B87)。まず超越論的分析論は「純粋な悟性認識の諸要素と、対象が思惟されるために絶対に欠くことにできない諸原理とを論述する学であり、真理の論理学」(ibid.) とされる。しかし「超越論的分析論が、もともと悟性の経験的使用を判定する基準に過ぎないはずであるのに、[...] これにオルガノンとしての普遍的使用を許し、純粋悟性だけをもって対象を総合的に判断し、主張し、決定するという僭越を取てすると、超越論的分析論の誤用が生じるものとなり、[...] 純粋悟性の使用は、弁証論的になる」(A63, B88) であろう。故に「超越論的論理学の今一つの部分は、弁証論的仮象の批判でなければならない、[...] この部分は、超越論的弁証論と呼ばれる」(ibid.)。そして超越論的弁証論は、「悟性と理性をその超自然的使用〔誤用〕について批判する学」(ibid.) となる。従って、超越論的弁証論の課題は、弁証論的仮象から悟性と理性を守ることにある。

VI 概念の分析論、カテゴリーの形而上学的演繹

1 さて既述のように、一般論理学の分析論は、悟性による認識の形式に関する仕事全体をその諸要素に分解する (Vgl. A60, B84) ことである。それに対し、超越論的論理学での「超越論的分析論は、我々のア・プリオリな全ての認識を純粋悟性認識の諸要素に分解する」(A64,

B89) ことである。その際、ア・プリオリな純粋悟性概念には、完全性 (Vollständigkeit) が前提とされるが、その概念の完全性には「一つの体系が形成」(ibid.) され、統一されなければならない。この純粋悟性概念の体系化のために、全体として超越論的分析論は、概念の分析論と概念の原則の分析論とを含む (Vgl. A65, B90) のである。そしてその際、概念の分析論は、概念の分析ではなく、悟性能力そのものの分析であり、[...] ア・プリオリな悟性概念の可能性を究明すること (Vgl. A65-66, B90) である。その悟性能力分析よって、純粋悟性概念の体系化された表が見出されるのである。なぜなら「超越論的哲学は、純粋悟性概念を一つの原理に従って、残らず発見するという利点を持っている」(A67, B92) し、「その概念全体に完全性をア・プリオリに規定しうる」(ibid.) からである。それゆえ全ての純粋悟性概念を残らず発見する超越論的手引き (Vgl. ibid.) について、まずその「悟性の論理的使用一般」(ibid.) では、そもそも「人間悟性の認識は、例外なく概念による認識」(A68, B93) であり、「悟性が概念を使用しうるのは、概念を通して、判断する以外にはない」(ibid.) からである。しかも「全ての判断は、我々の表象を統一する機能」(A69, B94) を有している。故に「悟性は、判断する能力と考えられて良い、なぜなら悟性は、思惟する能力である」(ibid.) からである。つまり悟性とは判断することであり、判断は、常に主語 (Subjekt = S) を述語 (Prädikat = P) の下に包括するという形で行われる。それゆえもし我々が「判断における統一の機能を完全に全て表示しさえすれば、悟性のすべての機能は、残らず発見できる」(ibid.) というものである。

2 次に「判断 (Urteile) における悟性の論理的機能」について、「判断の悟性形式だけに着目すると、我々は判断における思惟の機能が、4つの表題 (Titel) に分けられ、それぞれが3つの判断様式 (Momente) を含む」(A70, B95) ことを知る。こうして獲得された体系的な判断〔様式〕表が、論理学者の通常分類をヒントにして取り上げられる (Vgl. A71, B96)。

判断〔論理的形式〕表

1、判断の量	{	全称的判断 特殊判断 单称判断	3、判断の関係	{	定言的判断 假言的判断 選言的判断
2、判断の質	{	肯定的判断 否定的判断 無限的判断	4、判断の様相	{	蓋然的判断 断言的判断 論証的判断

さて上記、判断表の分類は、若干の点で論理学者が採用している通常分類と異なっている (Vgl. ibid.) 点を次に見ておく。それは、第1表題、論理学者の言う形式論理学の判断の量では、

単称的判断 (*einzelne Urteile*) [一つのSはPである] は、全称的判断 (*allgemeine Urteile*) [全てのSはPである] であり、特殊的判断 (*besondere Urteile*) [幾つかのSはPである] は、主語概念の一部のみに関係する。カントのいう超越論的論理学の判断の量 (*Quantität der Urteile*) の観点からすれば、認識一般として、単称的判断 (*judicium singulare*) と全称的判断 (*judicium commune*) は、単一性 (*Einheit*) と無限性 (*Unendlichkeit*) との関係として区別され、別個の地位を占める (Vgl. *ibid.*) ものである。第2表題、一般論理学の判断の質では、無限的判断 (*unendliche Urteile*) [Sは非Pである] と肯定的判断 (*bejahende Urteile*) [SはPである] は、区別されない。これに対し、超越論的論理学の判断の質 (*Qualität der Urteile*) からすれば、無限的判断は、認識内容一般に関しては、制限的判断であるので、肯定的判断から区別され、別個の地位を占めている (Vgl. A72-73, B97-98)。第3表題、超越論的論理学の判断の関係 (*Relation der Urteile*) の観点からすれば、定言的判断 (*kategorische Urteile*) [SはPである] では、述語の主語に対する関係においては、二個の概念だけが、考察される。仮言的判断 (*hypothetische Urteile*) [AがBなら、SはPである] では、二個の判断が考察され、原理と帰結の関係を確定する。選言的判断 (*disjunktive Urteile*) [SはPあるか、P'である] は、二個以上の判断の対立関係を含むが、理由と帰結の関係でなく、論理的対立の関係である (Vgl. A73-74, B98-99)。第4表題、超越論的論理学の判断の様相 (*Modalität der Urteile*) の観点からすれば、判断の内容ではなく、思惟の繫辞 (*Kopula*—である) の価値にのみ関係する。蓋然的判断 (*problematische Urteile*) [SはPでありうる] は、肯定か否定が可能 (任意) と見なされる。断言的 [実然的] 判断 (*assertorische Urteile*) [SはPである] は、肯定か否定が現実的 (真実の) 判断と見なされる。論証的 [必然的] 判断 (*apodiktische Urteile*) [SはPでなければならない] は、肯定か否定が、論理的、必然的と見なされる (Vgl. A74-75, B100)。この判断の様相の思惟については、蓋然的判断では悟性の機能、断言的判断では判断力の機能、論証的判断では理性の能力の機能であるかのようなのである (Vgl. *ibid.* Anm.)。カントは、以上の判断表から、体系的なカテゴリー表の導出を図ろうとする。

3 これまで見て来たように、一般論理学は、認識の全ての内容を捨象して、与えられた表象を統一するものである。これに対し、超越論的論理学は、感性においてア・プリオリに与えられた多様なものを既に持っているのである。そして我々の思惟の自発性は、多様なものから、認識を構成し、総合を行う (Vgl. A76-77, B103)。この「総合 (*Synthesis*) は、[...] 様々な表象を互いに加え合わせ、その多様なものを一つの認識に統括する作用 (*Wirkung*) である」(A77, B103)。そして「総合は、構想力 (*Einbildungskraft*) の作用であり、[...] この構想力がないと、我々は、全く認識を持たないであろう」(A78, B103)。ところで「総合を概念にするのは、悟性に属する機能であり、悟性は、こうして我々に初めて本来の意味の認識を与える」(*ibid.*) ので

ある。そして「判断の含む様々な表象に統一を与えるのと同じ〔悟性〕機能が、直観の含む様々な表象の単なる総合そのものにも、統一を与える。この統一の表現が、〔…〕 純粋悟性概念である」（A79, B105）。しかもこのような「純粋悟性概念は、ア・プリオリに対象に関連する」（*ibid.*）ので、勿論、一般論理学に係らない。

総合に統一を与える純粋悟性概念は、「前掲の判断表に列挙されている全ての可能な判断の論理的機能と全く同じ数だけ生じる」（*ibid.*）ので、「我々は、これらの純粋悟性概念を、アリストテレスに倣って、カテゴリー（*Kategorie*）と名付けよう」（*ibid.*）。なぜなら、我々の意図〔目的〕は、結果は別として、もともとアリストテレスの意図と全く同じであるから（*Vgl. ibid.*）である。このようにして「総合の根源的に純粋な概念を列挙した」（A80, B106）カテゴリー表が、挙げられる。

カテゴリー表

1、量	{	単一性 数多性 綜体性	3、関係	{	属性と実体性（実体と偶有性） 因果性と依存性（原因と結果） 相互性（能動者と受動者との相互作用）
2、質	{	実在性 否定性 制限性	4、様相	{	可能性—不可能性 現存在—非存在 必然性—偶然性

カテゴリーの形而上学的演繹（*metaphysische Deduktion*）において「悟性は、自らのうちにこれらの純粋悟性概念を、ア・プリオリに含んでいる、〔…〕すなわち悟性は、これらの純粋悟性概念によってのみ〔…〕直観の対象を思惟しうる」（*ibid.*）のである。ところでアリストテレスは、カテゴリー10個の作成¹³⁾に当たり、「如何なる原理も有していなかったため、これらの基本概念を見つけ次第、拾い集めた」（A81, B107）のに対し、カントによる上記のカテゴリー表は、「共通する一個の原理である判断する能力〔つまりカテゴリーを一般論理学の判断表から発見、導出する原理〕に基づいて、体系的に作成されたもの」（A80-81, B107）である。その両者のカテゴリーの相違の一つは、例えば、カントによれば、空間や時間は、感性に属するものであるが、アリストテレスでは、カテゴリーに含まれるという具合である（*Vgl. A81, B107*）。

さてカントは、上記カテゴリー表を説明するため、4つの綱（*Klasse*）を2つに分ける。一つは、第1、2類（*Abteilung*）の量と質であり、それらは、直観の対象に関係するもので、数学的カテゴリー（*mathematische Kategorie*）〔数学的認識〕である。今一つは、第3、4類の関係と様相であり、それらは、対象の実存在（*Existenz*）に関係する力学的カテゴリー（*dynamische Kategorie*）〔力学的認識〕である（*Vgl. B110*）。さらにカントは、カテゴリーの4つの綱のそれ

それを3つのカテゴリーに、細分類する。その関連は、例えば、第1綱、量の第三のカテゴリー総体性 (Allheit (Totalität)) は、第一の単一性と第二の数多性 (Vielheit) との結合から生じる (Vgl. B111) とし、それらの関係を三分法¹⁴⁾ で示す。このようにして、カントは、判断表からカテゴリー表を完成し、さらに純粹悟性の原則表へと展開するのである。

以上が、概念の分析論「カテゴリーの形而上学的演繹」(B159)である。次に感性と悟性、直観と概念の結合関係を論じる、カテゴリーの超越論的演繹が問題となる。

VII 概念の分析論、カテゴリーの超越論的演繹

1 カントによれば「純粹悟性概念の演繹」の研究は、悟性と呼ばれる能力を究明し、悟性使用の規則と限界を規定する上で、最も重要なものであり、並々ならぬ苦労を課した (Vgl. AXVI)、とする。そしてこの研究の一つは、ア・プリオリな純粹悟性概念の客観的妥当性を説明し、今一つは、悟性の主観的関係を考察すること (Vgl. AXVI-AXVII)、である。ここでの主題は、「悟性と理性は、全ての経験に関わりなしに、何を認識しうるか、またどれだけのことを認識しうるかである」(AXVII)。本節は、カントが第一批判で最も苦労したとする、純粹悟性概念の演繹を読解することである。ここで注目されるべきことは、今まで感性と悟性の二元論的立場を取っていたカントが、カテゴリーによって感性と悟性を総合的に統一することである。

まず感性が有する純粹直観は、本来「対象を可能ならしめるア・プリオリな制約を含んでおり、かかる直観における総合は、客観的妥当性を有する」(A89, B121-122) ものである。しかし直観に関らない悟性のカテゴリーは、「対象を可能ならしめるア・プリオリな制約を含んでいない」(A89, B122) ので、どのようにして主観的制約としての悟性のカテゴリーが「客観的妥当性を有すべきか」(ibid.) が問われる。そこで悟性のカテゴリーが認識に関わるためには「概念がア・プリオリに対象に関係する仕方の説明」(A85, B117) が必要となる。それが「純粹悟性概念の超越論的演繹 (transzendente Deduktion)」(ibid.) であり、経験的演繹と区別される。ところでこの経験的演繹とは「或る概念が経験と経験に対する反省とによってえられる仕方」(ibid.) の説明であり、「事実問題 (quid facti)」(A84, B116) に関するものである。一方、超越論的演繹は、「権利問題 (quid juris)」(ibid.) である正当化を明らかにする手続に関するものである。そこでカントは、カテゴリーの超越論的演繹により、悟性が対象を可能ならしめるア・プリオリな制約を含んでいると考えて、或るものを対象として認識しうると思うのである。

この問題解決のために、まず表象〔意志内容〕と対象 (Gegenstand) の関係が問題となる (Vgl. A85, B117)。その際、総合的表象とその対象が合致するには、次の二つの場合のみが可能である。前者は、対象のみが表象を可能にする場合で、その関係は、全く経験的であり、表象は、決してア・プリオリに可能ではない (Vgl. A92, B124-125)。後者は、表象のみが対象を可能にす

る場合で、表象は対象に対して、ア・プリオリに規定的である。その際、対象の認識は、第一の場合は直観であり、対象が与えられ、第二のそれは概念であり、概念によって、直観に対応する対象が、思惟せられる（Vgl. A92-93, B125）、のである。それゆえ「対象一般に関する概念は、ア・プリオリな制約として、全ての経験的認識の根底に存することになるであろう。従って、ア・プリオリな概念としてのカテゴリーの客観的妥当性は、カテゴリーによってのみ経験が（思惟の形式に関する限りでは）可能ということに基づく」（A93, B126）わけである。そうすると経験のいかなる対象もカテゴリーによつてしか思惟されえないので「カテゴリーは、必然的にア・プリオリに経験の対象に関係」（*ibid.*）することになる。このようにして経験の対象が、成立するためにも、感性と悟性、直観と概念が相互協力して総合的に働くものとなるのである。

2 さてカントの超越論的演繹は、第一（A）版と第二（B）版では、論述の仕方が上向か下向かで異なっている。ところでカントによれば、第二版で試みた第一版の訂正は「時間概念の誤解、悟性概念の演繹における不明瞭な点、純粋悟性原則の不明確さ、誤謬推理に対する誤解」（BXXXVIII）に有るが、そこでは「根本において前〔第一〕版と少しも変わらない」（BXLII）とする。しかし上記の訂正項目以外に、重大な修正がなされている。そこでこの修正を巡って、第一版の超越論的演繹の論述では、何がどのように問題とされているのか、から見てみよう。まず直観によって与えられる対象の認識が成立するには、多様な表象の総合が必要である。そのため直観による多様なものの通観作用には「常に総合〔作用〕が対応し、〔感性の〕受容性は、〔総合の〕自発性と結合してのみ、認識は可能となりうる」（A97）のである。そしてこの自発性には、認識の三重の総合の根拠が認められる。その三重の総合とは、1. 直観における表象の握取（Apprehension 覚知）の総合、2. 構想力における表象の再生（Reproduktion）の総合、3. 概念における表象の再認（Rekognition）の総合（Vgl. *ibid.*）である。まず1. の握取の総合では「直観は、必ず多様なもの（Mannigfaltige）を含んでおり、〔…〕この多様なものから直観の統一が生じるためには、（空間の表象におけるように）、まずこの多様を通観作用すること、それからその通観作用（Synopsis）を結合する（Zusammennehmung）」（A99）という能動的作用が必要なのである。2. の再生の総合では、1. の握取の総合において、多様なものを通観し、結合するには、印象（Eindruck）を心のうちに再生する作用がなければならない。そのためには、ア・プリオリな原理に基礎づけられた「構想力の純粋な超越論的総合が想定されなければならない」（A101）。それゆえ、握取の総合が可能であるために、構想力による再生の総合が要請されるのである。3. の概念における再認の総合は、2. の構想力の再生の総合を可能ならしめるために要請されるものである。さて「我々が現に思惟していることが一瞬間前に、我々が思惟したことと同一であるという意識がなければ、表象の系列における再生ということは、全く不可能となるであろう」（A103）。つまり、常に意識の同一性がなければ「概念も対象の認識も、共に全く不

可能になるであろう」(A104)。従って、この意識の同一性という「必然性の根底には、常に超越論的制約 (transzendente Bedingung) がある」(A106) ことになる。ところでこのような「根源的、超越論的制約が、超越論的統覚 (transzendente Apperzeption) に他ならない」(A106-107)。そしてこの超越論的統覚によって、認識の統一も初めて可能となる。このようにして概念における再認の総合が論理的に要請されるのである。

以上のようにカントは、第一版での超越論的演繹では、直観の感性から超越論的統覚に至る上向法の論述を取っている。次に読解する第二版では、超越論的統覚から始めて、感性に至ると言う下向法が取られ、しかしそこでは、感性と悟性との関係の修正、変容が取り上げられる。

3 さて第二版でも、まず如何なる結合も、悟性の作用であって、従って「結合は、表象能力の自発性の作用」(B130) であり、「主観の自発性の作用」(ibid.) である。そしてその「結合は、多様なものの総合的統一の表象」(B130-131) とされる。そしてこの総合的統一は、全ての結合が前提としている「私は考える (Ich denke)」の統一、つまり意識の統一である。従って「私は考える [と言う意識] は、私の全ての表象に伴いえなければならない」(B131) ものとなる。カントはこの「私は考える」という表象を「純粹統覚、[...] 根源的統覚 (ursprüngliche Apperzeption) と名付ける」(B132)。そしてまた「かかる統覚の統一を自己意識 (Selbstbewußtsein) の超越論的統一とも名付ける」(ibid.) のである。ではこの統覚の統一は、何故可能でありうるのか。その根拠は「統覚の分析的統一が、何らかの総合的統一を前提としてのみ可能である」(B133-134) からである。そしてその「ア・プリオリに与えられたものとしての、直観における多様なものの総合的統一が、私の全ての一定の思惟にア・プリオリに先行するとして、その統覚の同一性の根拠なのである」(B134)。このような超越論的統覚、純粹統覚の統一の原則こそ「人間の認識全体の最高の原理」(B135)、つまり「悟性使用の最高の原理」(B136) となる、のである。

その際、感性と悟性の関係が、新たに変容されるものとなる。既述のように、感性の「直観における総合は、客観的妥当性を有する」(A89, B122) が、それは形式的である。一方、悟性のカテゴリーは、如何にして「客観的妥当性を有するべきか」(ibid.) が、問われている。しかしここ第二版の超越論的演繹に至っては、感性としての直観が悟性の制約に従う関係が成立するとして、第一原則で「感性に関しては、全ての直観を可能ならしめる最高原則は、直観における全ての多様なものが、空間と時間の二つの形式的制約に従う」(B136) とする。第二原則で「悟性に関して全ての直観を可能ならしめる最高原則は、直観における多様なものが統覚の根源的統一の制約に従う」(ibid.) とする。つまり「直観における全ての多様な表象が、与えられる限りでは、第一原則に従い、また多様な表象が、一個の意識において結合されなければならない限りでは、第二原則に従う」(B136-137) のである。「このようにいうところの結合がないと、多様な表象

だけでは、何も […] 認識されない」(B137) からである。ところでおよそ「表象の結合は、表象の総合における意識の統一を必要とする」(ibid.)。それゆえ「意識の総合的統一が、全ての認識の客観的制約となる」(B138) ので、「如何なる直観も必ずこの制約に従わなければならない」(ibid.) ものとなる。このようにして「統覚の超越論的統一は、客観的統一と呼ばれ、意識の主観的〔経験的〕統一から区別されなければならない」(B139)。さて第一版では「悟性は、規則の能力として特徴づけられる」(A126) が、第二版では、その「悟性の全ての作用は、判断に還元される」(B94)。ところで論理学者〔アリストテレス〕は、判断とは「主語と述語との間に成立する関係の表象とする」(B140) が、それは定言的判断のみで、カントによれば「判断とは、与えられた認識に、統覚の客観的統一を与える仕方にならなければならない」(B141)。そしてこの判断の機能が、カテゴリーに他ならない (Vgl. B143)。しかも経験の対象は、カテゴリーによってのみ思惟されるのであるから「与えられた直観における多様なものもまた、必然的にカテゴリーに従う」(ibid.) のである。換言すれば、悟性のカテゴリーが、感性の直観の成立にまで作用を及ぼしている、というわけである。このようにして人間の認識の構造が明らかにされるが、しかし以上の説明によっては「純粋悟性概念〔カテゴリー〕の演繹の手始め」(B144) に過ぎない。従って、さらに「我々の感官 (Sinn) のすべての対象に関するカテゴリーのア・プリオリな妥当性が、説明されることによって、初めて演繹の意図が、完全に達成されるわけである」(B145)。

しかし「カテゴリーのア・プリオリな妥当性が、説明される」(ibid.) には、制約が存在する。その制約とは、カテゴリーがその機能を発揮するためには、何か対象が与えられなければならない、という命題である。つまり「カテゴリーは、諸事物の認識のためには、経験の対象へ適用される以外には、使用されない」(B146) ということである。そして「対象一般に関する思惟は、純粋悟性概念が感官の対象に関係せしめられる限りにおいてのみ、我々の認識になりうる」(ibid.) のである。換言すれば「カテゴリーが、諸事物の認識に使用されるのは、諸事物が可能的経験の対象と見なされる場合に限られる」(B147-148) のである。そして我々はカテゴリーを「直観に適用することによって対象を規定しうる」(B148-149) のである。要するに「我々の感性的で経験的直観のみが、純粋悟性概念に意味と意義を与える」(B149) のである。従って「非感性的直観の対象が、与えられると想定されるなら、[…] それは本来の認識ではない」(ibid.)。それゆえ神的悟性による「認識に関しては、カテゴリーは全く意義を持たない」(B145) のである。

さてカテゴリーの「形而上学的演繹では、カテゴリー一般のア・プリオリな起源が、思惟の普遍的、論理的機能とカテゴリーとの完全な合致によって説明された。しかし超越論的演繹では、直観の対象一般のア・プリオリな認識としてのカテゴリーの可能性が説明された」(B159) のである。そこで今度は「およそ我々の感官に現前 (vorkommen) しうるであろう限りの対象をカテゴリーによって、[…] ア・プリオリに認識し得る可能性が、[…] 説明されるべきである」

(B159-160)。そしてその認識の可能性が説明されるわけは、「カテゴリーが現象に、従って、全ての現象の綜括としての自然（質料的に見られる自然）に、法則をア・プリオリに指定する概念である」（B163）からである。そのことはすべての認識の制約そのものである。すなわち認識の対象として定義される自然は、必然的にカテゴリーに則る。なぜならカテゴリーは、認識の全ての対象に課する法則の認識であるからである。

カントは「超越論的演繹で、[...] カテゴリーの可能性」（B159）を示すのだが、その可能性に留まることなく、「ア・プリオリな総合的判断は、どうして可能か」（B19）に答えるために、カテゴリーの具体化が求められるものとなる。そこでカントは、元来、感性と悟性の二元論的立場を取っているが、ここに至って、この問題解決のために、両者の相互作用、総合的統一に注目する。カントによれば「認識は、経験の対象にのみ制限されているとはいえ、[...] 経験の含む純粹直観や純粹悟性概念は、我々の内にア・プリオリに存する認識要素である」（B166）とする。そうすると、そこには「経験と経験の対象に関する概念との必然的一致が考えられ、[...] 経験が概念を可能にするか、概念が経験を可能にするか」（ibid.）が問題となる。そのうち、第一の方法は、カテゴリーに関して成立しない。第二の方法では、直観に対応する「カテゴリーは、全ての経験一般を可能にする根拠を、悟性の側からえてくる」（B167）のである。ではカテゴリーは「経験を可能ならしめる諸原則（Grundsätze）を我々に与えるのか、ということについては」（ibid.）、最早カテゴリー自体ではなく、「判断力（Urteilkraft）の超越論的使用に関する」（ibid.）ものとなるのである。

VIII 原則の分析論、判断力の超越論的教理

1 全ての認識は、感性から悟性へ進み、理性に至る（Vgl. A298, B355）とされているが、一般論理学では「上級認識能力は、悟性、判断力および理性の三つである」（A130, B169）。これに対し、超越論的論理学では「悟性と判断力は、客観的に妥当する使用、すなわち真正な使用に対する規準を有している」（A130, B170）。それゆえこれから論述する超越論的論理学上の原則の分析論は、判断力に対する規準ということになる（Vgl. A132, B171）。そしてこの判断力に対する規準は「ア・プリオリな規則（Regel）に対する制約を含むところの悟性概念〔カテゴリー〕を現象に適用することを判断力に教える」（ibid.）ものである。従って「一般論理学は、判断力に何ら指定を与えないが、[...] 超越論的論理学は、純粹悟性の使用において判断力を特定の規則によって規正し、確定する」（A135, B174）特性を有するのである。

カントによれば「原則の分析論（Analytik der Grundsätze）」は、判断力の超越論的教理（transzendente Doktrin der Urteilkraft）と同義である。既述の「概念の分析論」が「カテゴリーの可能性」（A66, B90, B159）を示しているのに対し、「原則の分析論」は、まずカテゴリーが

「経験が可能ならしめる原則」（B167）を明らかにし、次にこの原則の規則に基づいて、判断を具体化するものである。そのためカントによれば、この判断力の超越論的教理、つまり原則の分析論は、二つに分けられる。それは一方は「純粋悟性概念が使用される唯一の感性的制約」（A136, B175）を論じる純粋悟性の図式論（Schematismus）であり、他方は「この制約の下で、純粋悟性概念からア・プリオリに生じて、しかも他の全てのア・プリオリな認識の根底に存する総合的判断」（A136, B175）である。後者は、本来の純粋悟性の原則論であり、次節IXで説明する。

2 まず純粋悟性の図式論で重要なのが、包摂（Subsumtion）という作用概念である。包摂の命題は「或る対象を一つの概念の下に包摂する場合、その対象は、常にその概念と同種のものでなければならない」（A137, B176）というものである。それゆえ包摂は「例えば、皿という経験的概念は、円という純粋な幾何学的概念と同種の性格を持っている。なぜなら円という幾何学的概念において思惟される、丸さは、皿という経験的概念において直観される」（*ibid.*）からである。ところで経験的直観と純粋悟性概念は、二元論から言って全く異質である。にもかかわらず「経験的直観を純粋悟性概念の下に包摂することがどうして可能なのか」（*ibid.*）という重要な問題に答えるために、「判断力の超越論的教理〔原則の分析論〕が必要とされる」（A138, B177）のである。そこで今、経験的直観を純粋悟性概念の下に包摂する場合、両者の間に、何らかの関係、何らかの第三者（Dritte）がなければならない（Vgl. *ibid.*）。このような「媒介的表象は、[...] 一方では知性的（intellektuell）であり、他方では感性的（sinnlich）なものでなければならない。このような表象が、超越論的図式（transzendente Schema）」（*ibid.*）なのである。ここで双方の同質性（Gleichartigkeit）、第三者に該当する概念は、時間規定である。既に示されているように、時間規定は、一方で、ア・プリオリな形式としては、カテゴリーと同質的であり、他方で、感受性の形式としては、現象と同質的である。この「超越論的時間規定が、悟性概念の図式（Schema）として、現象をカテゴリーの下に包摂する媒介的役割を果たす」（A139, B178）のである。

ではこの図式そのものとは何か。それはそれ自体としては、感性と悟性の媒介者としての構想力の所産である。ところで構想力の総合は、個々の直観ではなく、感性の統一に他ならないので、図式は「形像よりもより一般的であるから」形像（Bild）から区別されなければならない（Vgl. A140, B179）。カントによれば、例えば「五個の点を順次に打てば、五という数の形像」（*ibid.*）が成立するのに対し、数一般を考えるだけならば、形像そのものではなく、或る概念の或る集合量（例えば、千）を形像において表現する方法の表象となる（Vgl. *ibid.*）。このように或る「概念にその形像を与える構想力の一般的作用の表象を、この概念に対する図式と名付ける」（A140, B180）のである。それゆえ「我々の純粋な感性的概念の根底に在るのは、対象の〔個々の〕形

像ではなく、[一般化された] 図式がある」(A141, B181) ものとなる。このように感性に関わる図式は、「思考のうちにしか存在しない」(A141, B180) 悟性にも関わるのである。それゆえカントによれば「現象の形式に関する我々のこのような図式論は、人間の心の奥深い処に潜む隠微な技術であるので、[...] これをあからさまに呈示することは困難であろう」(A140, B181) とする。そこでカントは、形像と図式を対比し、形像は、産出的構想力 (*produktive Einbildungskraft*) の経験的能力による所産であり、(空間における図式としての) 感性的概念の図式は、ア・プリオリな純粹構想力 (*reine Einbildungskraft*) のモノグラム (組合せ文字) とする。形像は、この図式によって、初めて可能となる (Vgl. A141-142, B181)、のである。そして「この概念の図式が、構想力の超越論的所産 (*transzendentes Produkt*)」(A142, B181) なのである。換言すれば、対象の形像の成立には、概念の図式が前提され、この概念の図式の成立には、超越論的図式が前提される、のである。そして感性と悟性、直観と概念を媒介する超越論的図式によって、カテゴリーが直観と結び付くものとなる。ところでカテゴリーに結び付く直観のうち、空間とは異なり「時間は、全ての直観の根底に存する必然的表象」(A31, B46) であり、「時間は、感情一般に対する全ての対象の純粹な形像である」(A142, B182) ので、「カテゴリーを現象に適用することは、[...] 超越論的時間規定を介して可能となる」(A139, B178)。そこでカントは「純粹悟性概念一般の超越論的〔純粹〕図式を [...], カテゴリーの順序に従い、またカテゴリーに関連して説明しようとする」(A142, B181) のである。

3 そこでまずカテゴリー表 (A80, B106)、第1類「悟性概念としての量の純粹〔超越論的〕図式は、数 (*Ziel*)」(A142, B182) である。そして数は、時間系列 (*Zeitreihe*) を示すので、同種的な直観における多様なもの一般の総合的統一であり、その総合的統一が、時間自体を直観の握取 (覚知) において産出する (Vgl. A142-143, B182) のである。次に第2類の質は、時間の充実の程度 (*Grad*)、時間内容 (*Zeitinhalt*) を意味している。すると「双方〔实在性と否定性〕の対立は、同一時間の充実と空虚」(A143, B182) の相違となる。換言すれば、時間の充実は、時間の实在性 (*Realität*) から否定性 (*Negation*) までの程度から成り立っている。第3類の関係での客観的連関は、時間秩序 (*Zeitordnung*) を意味する。そしてその時間秩序においては、実体 (*Substanz*) の図式は、時間の常住不変性 (*Beharrlichkeit*)、持続性を、因果性の図式は、多様なものの継起 (*Sukzession*)、時間秩序を、相互性の図式は、時間の共存、同時的存在 (*Zeitgleichsein*) である (Vgl. A144, B183-184)。第4類の様相は、時間総括 (*Zeitbegriff*) から生じる。そしてその時間総括においては「可能性の図式は、諸事物の表象を何らかの時間に規定すること」(A144, B184) であり、「現実性 (*Wirklichkeit*) の図式は、一定の時間における現存在 (*Dasein*) であり、必然性の図式は、或る対象 (*Gegenstand*) の全ての時間の現存在」(*ibid.*) である。以上のように、カテゴリーの図式は、何れも直観形式、純粹直観としての時間規定を

み、表示していることにより、カテゴリーのア・プリオリな形式が、如何にして現象に適合しているかが、明らかにされている。

かくして、悟性の図式論が「諸内感（innere Sinne）〔受容性〕において直観に含まれている多様なものの統一、〔…〕統覚の統一に他ならない」（A145, B185）ことが判る。それゆえ一方で、悟性における図式は「概念に諸客観（Objekte）との関係を与え、また意義をも与える真に唯一の制約」（A146, B185）である。他方で、感性における図式は「カテゴリーを悟性の外に（すなわち感性のうちに）在る制約だけに制限する」（A146, B186）ことによって、カテゴリーを実在化する。それゆえ図式は「或る対象の感性的概念であって、しかもカテゴリーと合致する」（*ibid.*）。このようにカテゴリーの意義は、一方で、悟性を実在化すると同時に、他方で、この実在化に制限を加える感性に由来する（Vgl. A147, B187）ものである。

IX 純粋悟性の原則論

1 純粋悟性の原則論は、既述のように「全てのア・プリオリな認識の根底に存する総合的判断」（A136, B175）の体系的表示である。そのためには「悟性が、〔…〕ア・プリオリに形成することの判断を体系的に結合する」（A148, B187）ことなので、「カテゴリー表が、自然的で確実な手引きとなるに違いない」（*ibid.*）として、研究は「カテゴリーに関係する原則に自ら限定される」（A149, B188）ものとなる。ここで重要視される総合的判断の原則と区別されるものが、分析的判断の原則である。では分析的判断とは何か。一般的には、分析的判断について「如何なる諸事物にも自己矛盾する述語は帰属しない」（A151, B190）と言う命題は、矛盾律（Aは非Aではない）と呼ばれ、一般論理学の認識にのみ属する。なぜならもし「判断が分析的判断であれば、否定的であれ肯定的であれ〔…〕その判断の真理（Wahrheit）は、常に矛盾律（Satzes des Widerspruchs）に従って十分認識されうる」（*ibid.*）からである。確かに矛盾律は「我々の認識の真理の不可欠の条件（condition sine qua non）」（A151-152, B191）ではある。しかし「総合的認識の真理に関しては、この原則〔矛盾律〕からは、いささかの解明も決して期待しえない」（A152, B191）。ところが我々は、総合的判断では、この「矛盾律を〔…〕虚偽や誤謬〔…〕を追放するだけでなく、真理を認識するためにも使用しうる」（A151, B190）のである。

では総合的判断とは何か。本来、分析的判断は、与えられた概念〔主語〕に留まっているだけで良いが（Vgl. A154, B193）、総合的判断では「与えられた概念を他の概念と総合的に比較するためには、概念の外に出なければならず、〔…〕二つの総合が成立する第三者（Dritte）」（A155, B194）、媒介者（Medium）、綜括者（Inbegriff）が必要となる。それゆえ総合的判断は「対象の認識が成立するためには、必ずこの第三者に基づかなければならない」（*ibid.*）。この第三者とは「内感（innerer Sinn）と内感のア・プリオリな形式としての時間」（*ibid.*）、すなわち直観である。

なぜならア・プリオリな形式である直観としての空間や時間が「もし経験の対象に必然的に適用されないとしたら、〔認識は〕決して客観的妥当性と意義を有しないことになる」(A156, B195)からである。従って「経験は、その形式のア・プリオリな原理を、換言すれば、現象を総合的に統一する一般的規則を根底としている」(A156-157, B196)ので、「経験は、経験的綜合として、認識の唯一の可能な仕方であり、この仕方は、他の全ての総合的実在性を与える」(A157, B196)のである。換言すれば、総合的判断にとり重要なことは、経験の可能性ということである。そうすると全ての総合的判断の最高原則は「全ての対象は、可能的経験における直観の多様な内容の総合的統一の必然的制約に従う」(A158, B197)ものとなる。また総合的判断の最高原則は「我々が直観のア・プリオリな形式的制約、構想力の綜合および超越論的統覚における総合の必然的統一を可能的な経験的認識一般に関係させ、経験一般を可能ならしめる制約は、同時に経験の対象を可能ならしめる制約であり、それゆえア・プリオリな総合的判断において客観的妥当性を有する」(ibid.)といえるのである。

2 カントは「純粹悟性の全ての総合的原則の体系」(ibid.)を表示するに当たり、純粹悟性の原則を数学的原則と力学的原則に分けている (Vgl. A162, B202)。その区分は、カテゴリー表での4つの類の分類が、数学的カテゴリーの使用と力学的カテゴリーの使用 (Vgl. B110)に基づくことによるものである。従って「純粹悟性概念を可能的経験に適用する場合、純粹悟性概念による綜合は、数学的使用か力学的使用のうちの何れか」(A160, B199)である。しかしそこには、数学的使用の原則は、必然的、討議的 (diskursiv) 性格を、力学的使用の原則は、間接的必然性の性格を有している、という違いがある。以上のことを前提として、純粹悟性の原則表 (Tafel der Grundsätze) への適切な指示が、カテゴリー表によって与えられる。それゆえ純粹悟性の原則は、カテゴリーの客観的使用に他ならない。そこで純粹悟性のすべての原則の表示は、次のようである (Vgl. A160-161, B199-200)。

純粹悟性の原則表

1、直観の公理

2、知覚の先取

3、経験の類推

4、経験的思惟一般の要請

この原則表の4つの原則の編成は、カテゴリー表の4つの綱の編成に基づくものである。そして原則表の前二者は、数学的原則に基づくものであり、それらは、第1原則、直観の公理と第2原則、知覚の先取である。後二者は、力学的原則に基づくものであり、それらは、第3原則、経験の類推と第4原則、経験的思惟一般の要請である (Vgl. A161-162, B200-201)。さらに純粹悟

性のそれぞれの原則は、純粋悟性の図式の時間規定に従い、「時間系列、時間内容、時間秩序、および時間綜括に関係する」（A145, B184-185）と考えられる。以下では、純粋悟性の4つの原則が、証明（Beweis）され、説明（Erläuterung）されるものとなる。

3 1、カテゴリー表の第1綱、量（Quantität）に相当する原則表の第1原則が、既述の直観の公理（Axiome der Anschauung）である。この直観の公理の原理は、「全ての直観は、外延量（extensive Größe）[外的広がりを持つ量]である」（B202, Vgl. A162）と、表現される。ここで取り上げる直観の公理の文言は、後年の第二版もので、第一版のそれと表現は異なるが、内容は同義であり、簡潔に示されているので、以下の原理の文言でも第二版のみを表記する。さてここで直観の公理と表現される公理とは何か。公理とは「直接的に確実である限りにおいて、ア・プリアリな総合的原則」（A732, B760）であり、「感性的直観（sinnliche Anschauung）の制約をア・プリアリに表象するところのもの」（A163, B204）である。故に「現象の数学に関するこの超越論的原則は、我々のア・プリアリな認識を著しく可能にする」（A165, B206）のである。なぜなら「数学は、対象の直観における概念の構成を媒介として、対象の述語をア・プリアリに直接的に連結しうるから」（A732, B761）である。従って、ここでは一般論理学としての数学的公理である直観を、超越論的に哲学的概念に連結付けようとするのが、試みられている。そしてこの直観と概念の連結について「全ての現象における、単なる直観は、空間か時間の何れかであるので、直観としての現象は、全て外延量である。現象は（部分から部分への）継起的総合（sukzessive Synthesis）によってのみ握取において認識される」（A163, B203-204）。ここで外延量と言うのは「部分の表象が全体の表象を可能にする（従って、部分の表象が必然的に全体の表象よりも先行する）ような量（Größe）のこと」（A162, B203）である。それゆえ、このことを時間についていえば「時間において或る一つの瞬間から次の瞬間までの継起的進行を考えてみると、[...] 全ての部分的な時間とそれが順次に付け加えられて行くことにより、遂には一定の時間量が産出される」（A163, B203）というものである。かくして空間と時間の総合は「経験の対象の全ての認識を可能にする」（A166, B206）のである。換言すれば、直観としての現象の総合的継起は、時間の継起的進行として、時間系列の図式に基づいている、ということである。

2、カテゴリー表の第2綱、質（Qualität）に相当する原則表の第2原則が、知覚の先取（Antizipationen der Wahrnehmung）である。その知覚の先取の原理は、「全ての現象において、感覚の対象をなす実在的なもの（Reale）は、内包量（intensive Größe）、すなわち程度を有する」（B207, Vgl. A166）と、表現される。ここで知覚の先取と表記される知覚とは何か。知覚とは「経験的意識のことである。換言すれば、同時に感覚をも含んでいるような意識である」（A166, B207）。ところで「経験的意識から純粋意識に至る段階的変化は可能」（A166, B208）であるし、「感覚の量を次第に産出して行く総合もまた可能」（ibid.）なのである。確かに「感覚は時間の

直観ではないので、外延量を持たないが、しかしそれにも拘らず、或る種の量 (Größe) を有する」(ibid.) のである。この量の握取によって、時間における経験的意識は無 (nichts)、すなわち零 (0) から与えられた量 (Maße) にまで増大しうる (Vgl. ibid.)。これが、内包量である。そして先取とは「経験的認識に属するものを、ア・プリオリに認識し、規定しうる全ての認識のこと」(ibid.) であり、経験の質料を経験的認識から先取する (Vgl. A167, B209) ということである。ところで量の性質からいえば「空間も時間もそれぞれ連続的量」(A169, B211) であるので、「現象一般は、連続的量ということになり」(A170, B212)、知覚に関しては「内包量としての連続量」(ibid.) となる。そこですべての現象が連続的量であるとする「全ての変化 (…) も連続的である」という命題は、数学的な直接的確実性を持って、容易に証明せられうるであろう」(A171, B213)。つまりこれらの事態は、時間に関していえば、時間の充実の程度、時間内容の図式に基づいている、ということである。

3、次いで、カテゴリー表の第3綱、関係 (Relation) に相当する原則表の第3原則が、経験の類推 (Analogien der Erfahrung) である。この経験の類推の原理は、「経験は、知覚の必然的結合の表象によってのみ可能である」(B218, Vgl. A177) と、表現される。そこで経験とは「経験の認識のこと」(A177, B218) であり、「知覚の結合のこと」(ibid.) であるが、知覚の結合は「偶然的な仕方ですら生じたものに過ぎない」(A177, B219)。それゆえ類推は、現象どうしの関係を時間的に規定し、その関係を統覚の必然的統一へと基礎づける。ところで類推という語は、哲学と数学では異なり、数学では、二つの量的関係の数式であり、常に構成的 (konstitutiv) であるが、哲学では、二つの質的關係であり、統制的 (regulativ) である (Vgl. A179, B222)。つまり数学は、一般論理学であり、哲学は、超越論的論理学であることに意味がある。ところで「全ての経験的時間規定は、一般的な時間規定の規則に従わねばならない」(A177, B220) とすると、カテゴリー表の第3綱の関係実体の図式で見ると「時間の三様態は、常住不変性、継起、および同時的存在」(A177, B219) であり、時間関係に関する三つの規則 (Regeln) は、全ての経験よりも前に在り、ア・プリオリに規定されている。それゆえ「我々が今から、取り扱おうとする経験の〔三つの〕類推は、このような規則でなければならない」(A178, B220)。なぜなら三つの類推には、三通りの力学的関係がある (Vgl. A215, B262) からである。

さて第一の類推は、「実体の常住不変性の原則」(B224) である。この第1原則は、「現象がどのように変移しようとも、実体は常住不変であり、実体の量は、自然において増減しない」(ibid.) と、表現される。実体は常住不変であるが故に、現象の変化を知覚する制約をなす。換言すれば、「常住不変なもの (実体) が、時間そのものの経験的表象の基体であり、この基体に即してのみ、全ての時間規定が可能となる」(A182-183, B226)。この時間規定は、飽く迄も力学的関係によるものである。

第二の類推は、「因果性に従う時間的継起の原則」(B232) である。この第2原則は、「全ての

変化は、原因と結果とを結合する法則に従って生起する」（*ibid.*）と、表現される。カントによれば「時間において全ての現象は、全て変化に他ならない」（A189, B232）ので、「現象が時間において相次いで継起することを知覚する」（A189, B233）のである。しかし「単なる知覚だけでは、相次いで現れる現象の客観的關係は、結局のところ規定されえない」（A189, B234）。この客観的關係としての「総合的統一の必然性を備えている概念〔純粋悟性概念〕は、原因と結果の關係の概念である。すなわち原因は、結果に次いで継起する」（*ibid.*）。従って、現象の変化を因果性に従わせることによってのみ、現象の経験的認識すらも、客観的認識が可能となる。それゆえ現象を認識することは、先行の原因と後行の結果によって、認識するという時間系列の法則に従うものとなる。従って、因果性は、経験的認識の制約であり、ア・プリオリな形式である。

次いで第三の類推は、「相互作用（Wechselwirkung）の法則あるいは相互性（Gemeinschaft）の法則に従う同時的存在の原則」（B256）である。この第3原則は、「全ての実体は、空間において同時に存在するものとして知覚される限り、全般的な相互作用のうちにある」（*ibid.*）と、表現される。ところでこの第3原則の実体の同時的存在は、第1原則の常住不変性、第2原則の時間的継起の力学的統一によるものである。すなわち同時的存在は、本来的に第2原則の継起に反して、同一の時間における多様なものの実存在を意味している（Vgl. A211, B257）。従って、諸事物の規定が、実体の同時的存在であり、実体が継起するようなカテゴリーが必要となる。このような実体間の關係は、カテゴリーとして相互性の關係あるいは相互作用の關係として示される（Vgl. A211, B257-258）。換言すれば「実体の同時的存在が、何らかの可能的経験において、認識されるべきであるとすれば、実体は（直接的か間接的に）力学的相互性の中に在らねばならない」（A212-213, B259）ことが、必然的なのである。

4、カテゴリー表の第4綱、様相（Modalität）に相当する原則表の第4原則が、「経験的思惟一般の要請（Postulate）」（A218, B265）である。さて既に見られるように、純粋悟性の全ての原則のうち、第1と第2原則は、直観的確實性を持ち、数学的原則（Vgl. A161-162, B200-201）であり、「対象に構成的に妥当する」（A180, B222）ものである。これに対し、第3と第4原則は、討議的確實性を持ち、力学的原則であり（Vgl. A162, B201）、「対象に単に統制的に妥当する」（A180, B222-223）のものであり、前二者（第1と第2原則）と異なる性質を持つものである。ところでこのような特質を持つ第4原則としての「経験的思惟一般の要請は、単なる直観（現象の形式）の総合、知覚（現象の質料）の総合、および経験（これらの知覚の關係）の総合に共に関わる」（A180, B223）ものである。これら三つの要請は、カテゴリー表の第4綱、様相の3つのカテゴリー、可能性、現存在〔現實性〕、および必然性（Vgl. A80, B106）に対応して、次の三者が挙げられ、新しく認識能力とその關係において定義される。

- 1、「経験の形式的制約（直観と概念に関する）と一致するものは、可能的である」（A218, B265）。〔可能性〕。

2、「経験の質料的制約（感覚）と関連するものは、現実的である」（A218, B266）。〔現存在〕。

3、「経験の普遍的制約に従って規定されているものは、現実的なものとの関連が、必然的である（必然的に存在する）」（*ibid.*）。〔必然性〕。

これら三つの要請の使用は、経験の制約に従うことが前提されているように、「超越論的使用を許さず、経験的使用にのみ制限される」（A219, B266）ものであり、従って、これらの要請は、認識の対象を、可能的、現実的、および必然的なものとしてとらえる原則である。三つの要請の定義は、次のようである。

第1の可能性の要請では、同一「事物の概念が、矛盾を含んではならないことが、確かに必然的で論理的な制約である」（A220, B267-268）が、さらに「事物の概念が、経験一般の形式的制約と合致することを要求する」（A220, B267）ものである。

第2の現存在の要請では、「事物の現実性を認識する要請は、知覚を、従って意識されている感覚を必要とする」（A225, B272）ものである。なぜなら事物の現存在に関する我々の認識は、現象の経験的連関の法則に従って進む（Vgl. A226, B273-274）他ないからである。この事態を明確にするために、カントは、事物の現存在や経験的意識の証明を非難する質料的観念論（*materialer Idealismus*）に対し、論駁（*Widerlegung*）を行っている（Vgl. B274-279）。ここでカントのいう「質料的観念論の論駁」とは、次の事態である。まずカントが主張する「超越論的観念論（*transzendentaler Idealismus*）は、時に形式的観念論とも呼ばれ、質料的観念論、すなわち外的な事物の実存在を疑い、あるいは拒んだりする一般の観念論から区別される」（A491, B519, Anm.）理論である。さて、カントが論駁する質料的観念論には、二通りである。その「第一は、デカルト（*Descartes, R.*）の蓋然的観念論（*problematischer Idealismus*）で、我々の外にある対象、即ち空間における対象の現存在を、単に疑わしいもの、証明できないものとする理論」（B274）である。そしてデカルトの哲学原理が「私は考える、故に私は在る（*je pense, donc je suis*）」¹⁵⁾とあるように、デカルトが、我々の「現存在を直接の経験によって証明することは不可能である」（B275）と説くのにに対し、カントは「我々の内的経験すら外的経験を前提してのみ可能である」（*ibid.*）と論駁する。また質料的観念論の「第二は、バークリ（*Berkeley, G.*）の独断的観念論（*dogmatischer Idealismus*）で、我々の外にある対象の現存在は、虚妄であり、不可能とする理論」（B274）である。そしてバークリの哲学原理が「存在することは、知覚されることである（*esse is percipi*）」¹⁶⁾とあるように、バークリが「空間を物自体に属する性質と見なしている」（*ibid.*）のに対し、カントは、空間概念の超越論的解明において、「空間は、外的対象として我々に現れるところのものに関しては、実在性（即ち客観的妥当性）を持つ」（A28, B44）とし、「空間を物自体の根拠」（*ibid.*）とするなら「空間は無である」（*ibid.*）と論駁する。これらの論駁からカントは、定理で「私自身の現存在の単なる、しかし経験的に規定された意識が、私の外

に在る空間中の対象の現存在を証明する」(B275) とする。

第3の必然性の要請では、「現存在の質料的な必然性に関するものであって、概念結合の単なる形式的、論理的な必然性に関するものではない」のである。なぜなら「何ものも盲目的偶然によって生起しない (*in mundo non datur casus*)、という命題は、ア・プリオリな自然法則である」(A228, B280) からである。そしてここでは、これら三つの要請は、別々に区分されたままであるべきではなく、可能性と現存在は、三分法に従い (Vgl. B110)、第3の必然性において、結合、合致されると見られるべきであろう。以上が、純粋悟性の原則の体系である。この体系は、かの「ア・プリオリな総合的判断は、どうして可能であるのか」(B19) の解釈の集大成を示すものであり、真理の論理学である。

4 カントは、原則の分析論の最後に「全ての対象一般を現象体 (フェノメナ *Phaenomena*) と可想体 (ヌーメナ *Noumena*) とに区分する根拠」(A235, B294) について、超越論的分析論から超越論的弁証論への移行を論述する。この事態、つまり現象体 (可感界) と可想体 (可想界) の区別は、既述の前批判期の論文『可感界と可想界』で論じられていること (Vgl. II 392) に基づいている。さてカントは、超越論的分析論の「解決の総括的概観」(A236, B295) から、我々が知ったことは「悟性が自分自身のうちからえて来る全てのものは、経験から借りて来たものでもないにも拘わらず、全て経験的使用のためだけのものである」(ibid.) ので、「悟性は、悟性のア・プリオリな諸原則は元より、悟性概念 [カテゴリー] すらも、全て経験的に使用しうる」(A238, B297) のであって、僭越的に使用することは出来ないものである。さもなければ、悟性の「概念や原則は、全く客観的実在性を持たなく」(A239, B298) なるし、「現象 (経験の対象) によって現示しえないとすれば、原則も対象の表象も全く意義を持たないことになる」(A240, B299) だろう。それゆえ悟性によっては、感性の経験的对象、現象体を僭越した可想体の世界を認識することは全く出来ないのである。ここにいう「可想体という概念は、すなわち感性の対象としてではなく、物自体として (純粋悟性によって) 考えられるような事物の概念」(A255, B310) である。従って、逆に「可想体という概念は、感性的直観を、物自体にまで拡大しないために」(ibid.) 必要なのである。かかる感性の影響の制限は、『可感界と假想界』でも指摘されている (Vgl. II 411) 通りである。それゆえ可想体という概念は、「感性の僭越 (*Anmaßung der Sinnlichkeit*) を制限するための限界概念 (*Grenzbegriff*) に過ぎない。従って、また消極的にしか使用されえない」(A255, B310-311) のである。そして「可想体の可能性は、決して洞察しえず、現象の領域外の範囲は (我々にとっては) 全く空虚」(A255, B310) なのである。このように「悟性は、消極的に拡張される」(A256, B312) ものとなるが、ここに消極的とは「物自体を未知の何か或るものという名で思惟するだけに留める」(ibid.) ということである。この思惟するだけのものとは、「純粋悟性の弁証的使用によって生じる弁証的假象」(A63, B88)、つまり可想

体である。そこで超越論的弁証論は、可想体としての「超越的判断 (transzendente Urteile) の仮象を発見し、またこの仮象による欺きを防ぐことを旨とする」学となる。このように可想体、物自体の仮象に着目して、カントは、超越論的分析論「真理の論理学」第一部門から、超越論的弁証論「仮象の論理学」第二部門への論述の橋渡しを試みているのである。

(未完)

註 カント著作からの引用は、アカデミー版カント全集 (Kant's gesammelte Schriften.Hrsg.von der Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften. (abgek.KGS.))に基づき、巻数をローマ数字、原著ページ数をアラビア数字にて本文中に () で示す。なお『純粋理性批判』に関しては、慣例に従い、第一版をA、第二版をBとし、ページ数をアラビア数字で示す。

注

- 1) Kant.I.: *Kritik der reinen Vernunft*, 1 Aufl. 1781. 2 Aufl. 1787. in: KGS. Bd. III, Berlin 1911.
- 2) Bacon, Francis: *Novum Organum*, 1620. edited by Thomas Fowler, 2nd ed. Oxford 1889. *Neues Organon*; herausgegeben und mit einer Einleitung von Wolfgang Krohen, Teilbd. 1,Hamburg: Felix Meiner, c1990 – philosophische Bibliothek; 400a, S.35.
- 3) 森哲彦「カント批判期の神問題」『人間文化研究』第20号、名古屋市立大学大学院人間文化研究科、2014年2月。
- 4) この指摘は、同じことだが、ディールス-克蘭ツ (Diels, H. – Kranz, W.) の表現では、タレスが「不等辺三角形に外接させて円弧を描いた最初の人間」*) である、とされている。*) Diels, Hermann – Kranz, Walther: *Die Fragmente der Vorsokratiker*, 1903. 1Bde.Berlin 1951. S.73.A3a.
- 5) この思考方法で、カントのア・プリオリという用語法は、ライプニッツの先天的、生得的獲得やロック (Locke, J.) の経験的獲得ではなく、認識能力が、それ自体によって自から獲得した観念 (直観や概念) 自体に含まれているところから、根源的獲得 (取得 *ursprüngliche Erwerbung*) として用いられている。そこで根源的獲得とは、「先行して全く存在しなかった獲得」(VIII221) なるものとなる。
- 6) カントは、ここでは哲学、形而上学、および数学が、同じ理性認識という理由で、双方の類似が許される限り、模倣する (BXVI)、としているが、その模倣の根拠を先行研究で示していない点は、次のフッセル (Hussel, E.) の指摘に、留意されるべきである。フッセルは、哲学と数学の関係について、「哲学上の根本概念は […], 最終的に解明規定されるには、一般に長い先行研究がなければならない」*)、「哲学においては、数学におけるようには、定義することはできない、この点から見て、数学のやり方を模倣することは、単に無益であるばかりでなく、誤りである」*) とされている。*) Hussel, Edmund: *Ideen zu einer reinen Phänomenologie und phänomenologischen Philosophie*, 1913. Felix Meiner Verlage GmbH. Hamburg 2009. Einleitung, S.9.
- 7) Newton, Sir Isaac: *Philosophiae naturalis principia mathematica*, 1687. Vol. I - II, The 3 edition (1726) with variant readings. Assembled and edited by Alexander Koyre and I.Bernard Cohen,with the assistance of Anne Whitmann, Cambridge, University Press, 1972. p.46. Difinitio VIII, Schlium I .
- 8) Ibid., p.46. Difinitio VIII, Schlium II .
- 9) Leibniz, Gottfried Wilhelm: *Nouveaux essais sur l'entendement humain*, 1704.; herausgegeben von der Leibniz-Forschungsstelle der Universität Münster; Bd.6. Akademie-Verlag/Berlin 1962. (Sämtliche Schriften und Briefe/Gottfried Wilhelm, Leibniz; herausgegeben von der Deutschen Akademie der Wissenschaften zu Berlin; 6 Reihe). S.149.
- 10) Ebd., S.152.

- 11) Kant, I.: *De mundi sensibilis atque intelligibilis forma et principiis*, 1770. in: KGS. Bd. II, Berlin und Leipzig 1912. S.385-419. 参考英文訳として、ウォルフオード (Walford, D. 1992.) を参照した。The Cambridge Edition of the Works of Immanuel Kant. In: *Theoretical philosophy, 1755-1770*. translated and edited by Walford, David. Ralf Meerbote, Cambridge University Press 1992, *On the form and principles of the sensible and the intelligible world* [inaugural dissertation] 1770. pp.373-416.
- 12) Aristotelēs: *Analytica Priora et Posteriora*, recensvit brevique adnotatione critica instruit W.D.Ross, praefatione et appendice auxit L.Minio-Paluelle, Oxford, 1964.
- 13) アリストテレスが作成した10個のカテゴリーは、実体、量、質、関係、場所、時、位置、所持、能動、受動である。Aristotelēs: *Categoriae et liber de Interpretatione*, recognorit brevique adnotatione critica instruit L.Minio-Paluello, Oxonii 1956. 1b, b20.
- 14) カントが行うこの三分法は、フィヒテ (Fichte, G. F.) のいう三つの自我の体系 (自我、非自我、可分的自我) を先取りしているもの、といえよう。Fichte, Gottlieb Johann: *Grundlage der gesamten Wissenschaftslehre*, als Handschrift für seine Zuhörer, GA. Auflage, 1 Auflage: Jena und Leipzig, Gabler 1794. S.A255-282.
- 15) Descartes, René: *Discours de la Méthode*, 1637. in: OEuves de Descartes, publiées par Charles Adam et Paul Tannery, Correspondance VI, J.Virin Paris 1965, IV, p.32. *Von der Methode des richtigen Vernunftgebrauchs und der wissenschaftlichen Forschung*; übersetzt und herausgegeben von Lüder Gäbe. in: Philosophische Bibliothek, Bd.261. Felix Meiner Verlag GmbH.Hamburg 1990, c1960. S.53.
- 16) Berkeley, George: *A treatise concerning the principles of human knowledge*, 1710. Repr.ed., Chicago: The Open Court Pub. Co. 1930. p.31. *Eine Anhandlung über die Prinzipien der menschlichen Erkenntnis*; übersetzt und herausgegeben von Arend Kulenkampff. in: Philosophische Bibliothek, Bd.532. Felix Meiner Verlag GmbH. Hamburg 2004. S.26.

参考文献 (注記上の引用文献を除く)

- Bacon, Francis: *Instauratio magna*, 1605. ed. with introduction, notes, commentaries, and facing-page translations by Graham Rees with Maria Wakley. -Clarendon Press, 2007. -(The Oxford Francis Bacon; v.12. *The instauratio magna*; Pt 3).
- Heidegger, Martin: Gesamtausgabe II. Abteilung: Vorlesungen 1919-1944. Bund 25. *Phänomenologische Interpretation von Kants Kritik der reinen Vernunft*. by Vittorio Klostermann, Frankfurt a.M.1977. ハイデッガー・石井誠士・中原孝・セヴェリン訳『カント純粋理性批判の現象学的解釈』ハイデッガー全集、第25巻、創文社、2009年。
- Pascal, Georges: *Collectuon Pour connaître la pensée de Kant Bordas*, Paris, 1966. パスカル・メランベルジュ・橋田和道訳『カントの哲学—入門と概説』上智大学出版、2009年。
- Smith, Norman Kemp: *A Commentary to Kant's "critique of Pure Reason"* Second Edition, revised and enlarged, 1923 (First Edition 1918). The Macmilan Press Lid. スミス・山本冬樹訳『カント『純粋理性批判』註解』上下巻、行路社、2001年。
- 有福孝岳・坂部恵他編『カント事典』弘文堂、1997年。
- 福谷茂『カント哲学試論』知泉書館、2009年。
- 量義治『宗教哲学としてのカント哲学』勁草書房、1990年。
- 廣松渉他編『岩波 哲学・思想事典』岩波書店、(1998年) 2003年。
- 石川文康『カント入門』ちくま新書029、筑摩書房、1995年。
- 岩崎武雄『カント「純粋理性批判」の研究』勁草書房、1965年。
- 岩城見一『<誤謬論>カント『純粋理性批判』への感性論的アプローチ』萌書房、2006年。
- 城戸淳『理性の深淵—カント超越論的弁証論の研究』知泉書館、2014年。

牧野英二『カント純粹理性批判の研究』法政大学出版局、(1989年)1993年。

高峯一愚『カント純粹理性批判入門』論創社、1979年。

山根雄一郎『〈根源的獲得〉の哲学 カント批判哲学の新視角』東京大学出版会、2005年。

渡邊浩一『『純粹理性批判』の方法と原理—概念史によるカント解釈』京都大学学術出版会、2012年。

森哲彦「カント純粹理性批判の解明」名古屋市立大学人文社会学部『研究紀要』第17号所収、2004年6月。

森哲彦「カント可感界・可想界および沈黙十年の解明」名古屋大学哲学会編『名古屋大学哲学論集』第10号所収、2011年4月。